

文京区教育センター紀要

(第 50 号)



科学事業



総合相談



ふれあい学級



児童発達支援センター



教員研修

平成 27 年度
文京区教育センター

あ い さ つ

昨年4月、湯島四丁目(旧総合体育館跡地)に新たな教育センターが開設いたしました。

教育センターでは、従来の学校支援センター機能の拡充に加え、教育相談と旧福祉センターで行ってきた子どもの発達相談を一元化した総合相談事業や児童発達支援事業、さらには、新規事業としてスタートした放課後等デイサービスの実施により、乳幼児期から学齢期までの切れ目のないサービスの提供を行っております。また、区内初の中高生向け施設“b-lab(青少年プラザ)”を併設し、建物全体として、“子どもたちの健やかな育ちを支える拠点”と位置づけており、中高生の新たな居場所としても、多くの生徒にご利用いただいています。

これらの取組みにより、平成27年度の利用者は、前年度比で50%アップしました。

しかし、教育センターには、不登校児童・生徒の高止まりの解消や学校運営を支援する事業の安定的な実施、教員の資質向上、総合相談室・児童発達支援センターのさらなる充実など、解決すべき課題が山積しております。

今後もこれらの課題解決を図るとともに、学校、子ども家庭支援センターなどの関係機関、区内大学などの教育資源等との連携を一層強化し、個々のニーズに合わせたきめ細かいサービスを充実させることで、文京区教育ビジョンの理念である「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、教育センター事業を実施するに当たり、多大なるご協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、皆様の忌憚のないご意見、ご助言を当センターにお寄せくださいますようお願い申し上げます。

平成28年7月

文京区教育センター

所長 安藤 彰啓

目次

第1章 概要

1 設置の目的	1
2 基本方針	1
3 沿革	1
4 組織	3
5 予算	4
6 施設の概要	5
7 施設利用状況	7

第2章 総合相談事業

1 概要	8
2 総合相談室	9
3 発達支援巡回相談事業	14
4 スクールカウンセラー(S C)の配置及び派遣	16
5 スクールソーシャルワーカー(S S W)の派遣	17
6 学校巡回相談	18
7 巡回相談員(育成室等)派遣事業	18
8 学校と家庭の連携推進事業	18
9 ふれあい学級(適応指導教室)	19
10 不登校対応チーム	19

第3章 児童発達支援センター事業

1 概要	21
2 児童発達支援(そよかぜ)	21
3 放課後等デイサービス(ほっこり)	22
4 障害児相談支援	23

第4章 教員研修・研究事業

1 概要	24
2 教育アドバイザー事業	24
3 選択課題研修	25

第5章	教職員ICT研修	
1	概要	31
2	実施状況	31
第6章	教育資料室・教科書センター	
1	概要	33
2	実施状況	33
第7章	特別支援連携協議会	
1	概要	35
2	特別支援連携協議会の開催	35
3	特別支援連携協議会乳幼児部会(旧：乳幼児発達支援協議会)	35
4	専門家チームの派遣	36
第8章	自然科学教育事業	
1	概要	37
2	専門指導員の学校派遣	37
3	児童・生徒対象の科学講座	38
4	スクール・モバイルミュージアム(移動博物館)	41
第9章	情報科学教育事業	
1	概要	42
2	子どもパソコン教室(児童・生徒対象)	42
3	のんびりパソコンルーム(保護者対象)	43
第10章	健康・体力増進事業	
1	概要	44
2	幼児の体力向上事業	44
3	児童の体力向上事業	44
4	健康相談	44
5	健康教室	44
6	がん教育の推進	45

第11章 地域・大学連携協働デスク事業	
1 概要	46
2 実施状況	46
第12章 小・中学校連合行事事業	
1 概要	47
2 実施状況	47
第13章 その他の事業	
1 協定事業	49
資料	
文京区教育センター条例	50
文京区教育センター条例施行規則	53
文京区教育センター処務規則	61
文京区教育センター総合相談事業運営要綱	66
学校と家庭の連携推進事業実施要領	69
文京区スクールソーシャルワーカー運営要領	70
文京区特別支援連携協議会設置要綱	71
文京区適応指導教室運営要領	76
文京区教育センター科学教育事業実施要領	78
文京区教育センター運営委員会要領	80

第1章 概要

1 設置の目的

文京区における教育の充実・振興を図る。

2 基本方針

- ・教職員、児童、生徒を対象として、活用できるものであること。
- ・教育現場に密着したもので、常に学校側から積極的に活用されるものであること。
- ・センター全体をととして、区としての特色を発揮できるものであること。

3 沿革

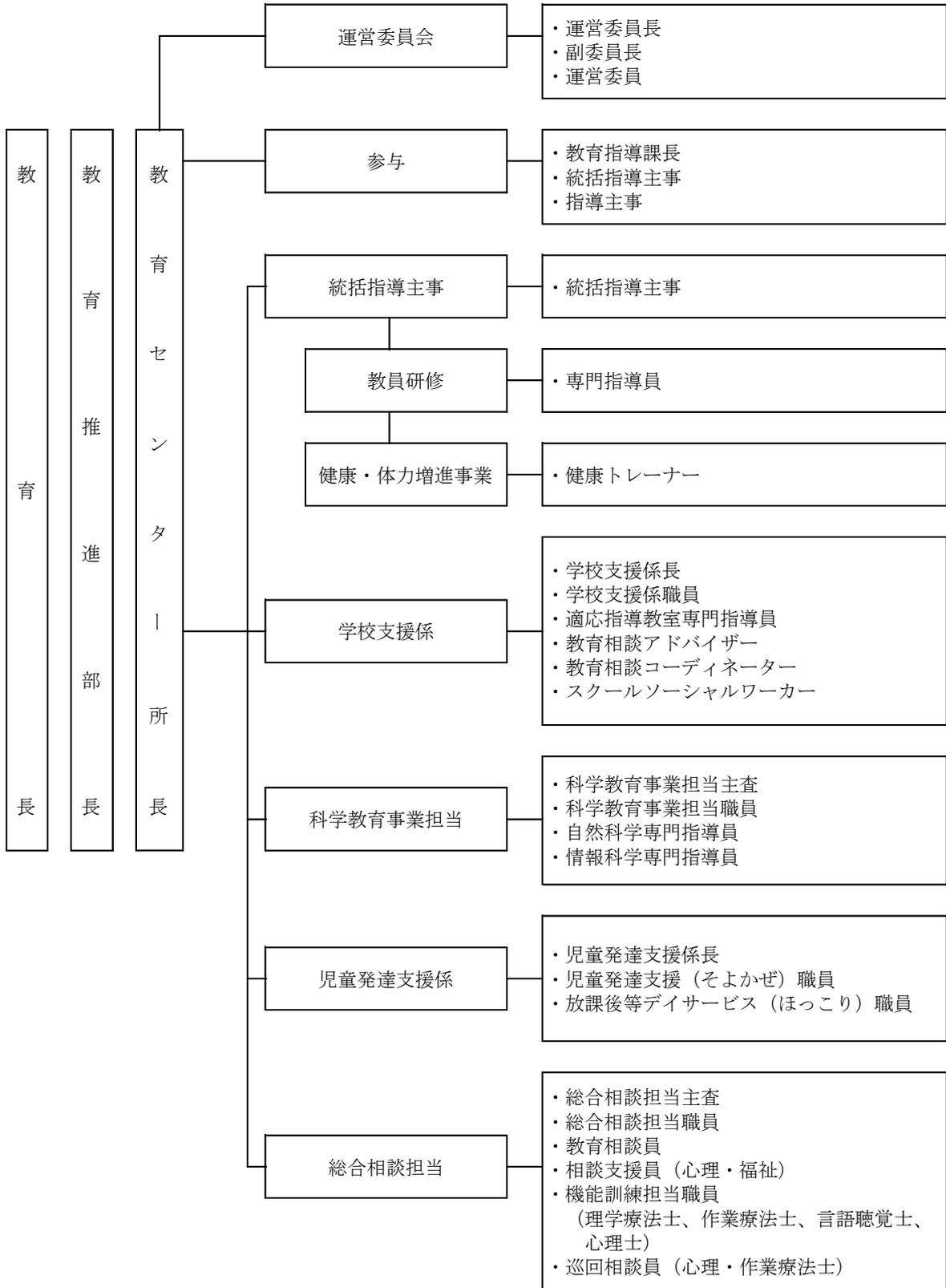
- 昭和29年4月1日 文京区小学校教育研究会児童研究部が教育相談開始
6月1日 文京区教育研究所が発足し、文京区の特殊学級「あおば学園(旧礪川小学校舎)」開設
- 昭和31年4月1日 教育相談部、特殊教育部の二部制を採用
- 昭和32年6月1日 研究調査部を加え、三部制をとる
- 昭和33年4月1日 教育研究所に運営委員会を設置
文京区小学校科学教育センターを窪町小学校、千駄木小学校に設置
文京区中学校科学教育センターを第四中学校に設置
- 昭和36年2月1日 教育研究所を汐見小学校内に移転
機構を庶務部、研究調査部、教育相談部の三部制に改組
- 昭和38年12月 文京区教育センター設置の方針決定
- 昭和39年2月8日 教育研究所を元町小学校内に移転
3月30日 教育センター設置調査研究委員会発足
- 昭和40年8月4日 教育センター建設工事着工
- 昭和41年4月1日 教育センター準備室設置
4月28日 教育センター設立調査研究委員会を教育センター準備委員会に改組
10月7日 区議会において文京区教育センター設置条例可決
10月11日 教育委員会において文京区教育センターの管理運営に関する規則
文京区教育センター処務規則制定
10月12日 教育センター落成
10月15日 教育センター開所
科学教育センター、教育研究所を移転、統合
科学教育部、調査研究部、資料部、教育相談部の四部制で活動開始
- 昭和42年1月23日 小・中学校理科移動教室開始
- 昭和44年10月17日 中学校技術科移動教室開始
- 昭和46年2月14日 プラネタリウム新設工事着工
7月19日 プラネタリウム竣工
10月1日 プラネタリウム移動教室開始
- 昭和48年9月17日 隣地731.3㎡をセンター用地として取得
- 昭和51年7月14日 幼児教育部設置、五部制
- 昭和53年6月1日 文京区教育史編纂室開設、五部一室制
「文京区教育史」編纂事務開始
- 昭和54年3月23日 教育センター増築工事着工
- 昭和55年3月31日 教育センター増築工事竣工
4月25日 音楽教育部、教育機器研究部、教育資料室(資料部廃止)設置
六部二室制

- 5月15日 教育センター別館開所
- 6月25日 電話教育相談室開設
- 9月1日 音楽移動教室開始
- 昭和58年3月31日 「文京区教育史」刊行、文京区教育史編纂室閉室
- 昭和62年5月1日 視聴覚室一般開放開始(社会教育関係団体)
- 昭和63年3月31日 中学校理科移動教室閉室
- 平成2年2月28日 中学校技術科移動教室閉室
- 10月23日 コンピュータ教室開室
- 平成4年10月1日 研修室一般開放開始(社会教育関係団体)
- 平成7年1月4日 いじめ電話相談開設
- 平成8年4月15日 子育てひろば・西片開設(旧西片幼稚園)
- 平成9年4月1日 文京区教育センター設置条例を全面改正
(「文京区教育センター条例」とし関係規則を改正)
研修室一般開放開始(区内在住個人または団体)
- 平成10年4月1日 旧西片幼稚園を教育センター分室として引継
- 平成11年9月13日 子育てひろば・西片を柳町幼稚園に一時移転(12年6月まで)
- 平成12年5月8日 子育てひろば・汐見開設(旧汐見幼稚園)
- 平成13年4月1日 視聴覚室一般開放開始(区内在住個人または団体)
- 平成14年3月31日 小学校理科・プラネタリウム・音楽移動教室閉室
- 4月1日 教育センター運営組織改正(部・室制廃止)、総合教育相談室設置
- 平成17年3月8日 文京区教育センター条例一部改正
- 平成18年4月1日 子育てひろば西片・子育てひろば汐見を子育て支援課に移管
- 平成19年3月1日 文京区教育センター条例全部改正
- 3月31日 研修室、視聴覚室の一般開放終了
- 5月18日 春日一丁目9番21号(旧小石川保健サービスセンター)へ移転
- 平成23年3月 文京区教育センター等建物基本プラン策定
- 4月1日 総合教育相談事業、子ども科学カレッジ開始
- 平成24年7月7日 東大総合博物館がやってきた「火星-ウソカラデタマコト-」展開催
- 9月2日 文京区教育センター((仮称)青少年プラザ併設)建設工事着工
- 平成26年12月11日 文京区教育センター条例全部改正
- 平成27年2月27日 文京区教育センター建設工事竣工
- 3月21日 湯島四丁目7番10号に移転
- 4月1日 文京区教育センター開設
- 6月11日 東大総合博物館がやってきた「鶏づくし」展開催
- 12月19日 東大総合博物館がやってきた「資源がなくなるということ-ナウル共和国の歴史と地球・宇宙の資源-」展開催
- 平成28年3月31日 現在に至る

4 組織

平成27年度 文京区教育センター運営組織表

平成28年3月31日現在



5 予算

(千円)

事業別	27年度	26年度	増減	説明
自然科学教育事業	24,345	19,332	5,013	自然科学教育事業、移動博物館展示
情報科学教育事業	3,131	3,021	110	子どもパソコン教室(プログラミング教室委託含む)、情報システム機器借上げ
教員研修・研究事業	15,278	3,493	11,785	教員研修、教員コンピュータ研修、教科書センター運営
教育資料室・教科書センター運営	4,976	6,511	△1,535	教育資料室資料データベース化委託、システム機器賃貸借等
教育相談事業	43,304	36,743	6,561	面接相談・電話相談・いじめ電話相談等の教育相談事業
建て替え関係経費	13,860	39,209	△25,349	埋蔵文化財発掘調査
施設維持管理費	96,414	25,409	71,005	各種設備保守、総合管理(清掃・設備)委託経費、光熱水費維持管理
運営事務費	9,146	1,853	7,293	印刷機借上げ等の教育センター運営事務費
協働デスク事業	531	531	0	講師謝礼、児童交通費等
小学校連合行事	5,715	5,345	370	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、陸上記録会、連合音楽会、都行事参加
中学校連合行事	6,503	6,444	59	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、連合音楽会、総合体育大会、都行事参加
健康・体力増進事業	8,955		8,955	健康相談、健康教室、体力向上、がん教育
言語聴覚士等派遣事業	1,566	1,577	△11	言語聴覚士、作業療法士等派遣謝礼
特別支援連携協議会	1,571	504	1,067	特別支援連携協議会委員謝礼、専門家チーム派遣謝礼等 (学校教育相談室等から事業分割)
学校と家庭の連携推進事業	4,016	4,032	△16	家庭と子供の支援員派遣
学校教育相談室等運営	85,411	72,455	12,956	スクールカウンセラー派遣、ふれあい学級運営、スクールソーシャルワーカー派遣
児童発達支援	33,139		33,139	非常勤職員報酬、臨時職員賃金、教材費等
放課後等デイサービス	28,383		28,383	非常勤職員報酬、児童指導用消耗品等
相談支援事業	107,170		107,170	非常勤職員報酬、医師謝礼
発達支援巡回相談	14,327		14,327	非常勤職員報酬
事業運営費	31,051		31,051	給食委託、給食材料費、バス送迎委託
計	538,792	226,459	312,333	

6 施設の概要

(1) 場所：文京区湯島四丁目7番10号

(2) 構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

規模：地上3階建

最高の高さ 14.29 m

敷地面積 4,695.42 m²

建築面積 3,184.05 m²

延床面積 6,745.31 m²

(3) 各階面積表

	床面積	摘 要
1階	2,713.549 m ²	人荷用エレベーター2基及び小荷物昇降機1基を積載 北側：定員15名 1,000kg 1基 南側：定員15名 1,000kg 1基
2階	2,481.178 m ²	
3階	1,529.987 m ²	
小計	6,724.714 m ²	建物内床面積
バギー置場	9.880 m ²	
受水槽ポンプ室等	10,720 m ²	
合計	6,745.314 m ²	延床面積

(4) 施設概要

階数	室名	内容
1階	総合事務室	職員執務スペース
	相談室1～3	総合相談の面接相談
	検査室1～2	発達検査等
	静養室	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの相談等
	集団指導室1～4	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	医務室	簡易な怪我の治療、体調不良等のケア
	ホール	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	園庭	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	給食室	集団療育に対する給食等の提供
	集団訓練室	機能訓練等
	個別指導室1～2	総合相談の個別指導相談等
	観察室1～2	個別指導の観察等
	親子相談室	総合相談の面接相談
b-lab（青少年プラザ）	スタッフスペース、中高生談話スペース、多目的スペース、音楽スタジオA・B、ホール	

2階	研修室1~3	教員研修等 ※一般貸出可
	大学連携事業室	東京大学総合研究博物館によるスクール・モバイルミュージアム
	健康指導室	健康トレーナーによる健康相談等
	講師控室	教員研修等の講師控室
	ICT 準備室	ICT 担当事務室
	ICT 研修室	ICT 研修・パソコン教室等
	教育資料室・教科書センター	教科書展示・教育資料室
	プレイヤード	バスケットボール等 ※b-lab (青少年プラザ) 専有施設
	プレイルーム1~5	遊戯療法等
	ミーティングルーム1~2	ケースカンファレンス等
	面接室1~3	総合相談の面接相談
	相談室4~5	総合相談の面接相談
	検査室3	発達検査等
	個別指導室3~4	総合相談の個別指導相談等
理学療法室 作業療法室	機能訓練等	
3階	科学実験室	科学教室等
	カレッジルーム	子ども科学カレッジ等
	科学準備室	科学担当事務室
	作業室	科学教室の準備等
	エコガーデン	教員研修用植物栽培等
	軽運動室	ふれあい学級健康スポーツ等
	多目的室	グループワーク等
	ふれあい学級職員室	ふれあい学級職員事務室
	学習室	個別学習等
	ふれあい学級面接室	ふれあい学級の面接相談
	ふれあいソールーム	ランチ及び放課後活動等
	教室1~2	自主学習等

7 施設利用状況

(1) 利用者別

単位：人

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度
開所 日数	25日	23日	26日	26日	26日	23日	26日	23日	23日	23日	24日	26日	294日	300日
一般	170	326	615	663	795	449	767	603	429	330	526	299	5,972	3,333
中学生	112	105	184	222	155	125	136	106	168	180	149	147	1,789	1,359
小学生	388	583	1,042	994	635	714	932	815	1,001	857	1,067	829	9,857	6,293
幼稚園児 以下	275	414	571	653	470	540	701	653	625	740	699	701	7,042	5,345
合計	945	1,428	2,412	2,532	2,055	1,828	2,536	2,177	2,223	2,107	2,441	1,976	24,660	16,330
1日平均	37.8	62.1	92.8	97.4	79.0	79.5	97.5	94.7	96.7	91.6	101.7	76.0	83.9	54.4

(2) 事業別

単位：人

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度
研修	1回	4回	6回	22回	21回	6回	4回	6回	1回	0回	5回	0回	75回	57回
	31	116	162	276	401	152	91	124	19	0	161	0	1,533	1,577
科学事業	3回	6回	4回	6回	2回	3回	3回	4回	4回	5回	9回	2回	48回	22回
	168	389	604	535	280	276	524	489	664	455	630	254	5,268	4,041
総合相談	528	592	805	764	496	663	825	698	764	812	855	853	8,655	6,869
専門訓練	125	235	330	423	289	346	412	447	411	457	369	453	4,297	3,012
児童発達 支援	79	83	83	83	82	82	82	82	84	82	82	82	986	644
放課後等 デイサー ビス	0	0	60	60	60	60	73	73	73	73	73	72	677	0
ふれあい 学級	8	8	11	11	11	11	11	14	15	16	16	16	148	88
その他 (教科書センタ ー等)	6	5	357	380	436	238	518	250	193	212	255	246	3,096	99
合計	945	1,428	2,412	2,532	2,055	1,828	2,536	2,177	2,223	2,107	2,441	1,976	24,660	16,330

第2章 総合相談事業

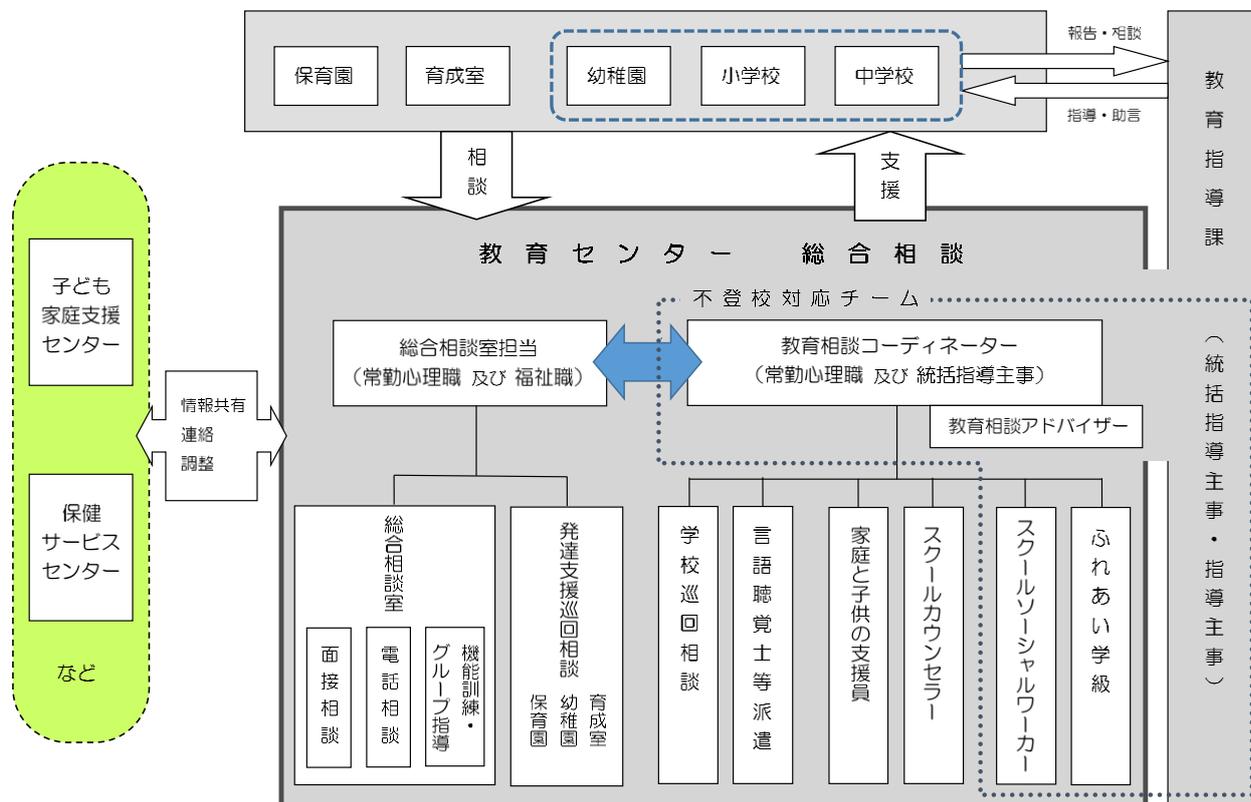
1 概要

乳幼児及び児童・生徒に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、子どもと保護者及び学校への支援をより効果的に行うために、総合相談体制をとっている。

(1) 総合相談事業の各相談機能

- ① 総合相談室
- ② 発達支援巡回相談
- ③ スクールカウンセラーの配置及び派遣
- ④ スクールソーシャルワーカーの派遣
- ⑤ 学校巡回相談員の派遣
- ⑥ 巡回相談員（育成室等）の派遣
- ⑦ 学校と家庭の連携推進事業
- ⑧ ふれあい学級（適応指導教室）
- ⑨ 不登校対応チーム

文京区 総合相談事業イメージ図



(2) 各相談機能間の連絡・情報共有

- ① 教育相談コーディネーター（常勤心理職・統括指導主事）への情報集約
各相談機能において把握した児童・生徒の情報のうち、対応や連携が必要と思われるものについては、教育相談コーディネーターに報告・連絡し情報集約するとともに、必要に応じて各相談機能または教育指導課等の関係機関と連携して対応した。
- ② 総合相談連絡会
情報交換及び研修を目的とし、教育相談コーディネーター、区スクールカウンセラー、都スクールカウンセラー（年3回）、ふれあい学級専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当、教育相談アドバイザーが集まり、年6回開催した。

③ 総合相談副校長連絡会

小学校・中学校との情報交換及び連携強化を目的として、副校長、教育相談コーディネーター、ふれあい学級専門指導員、総合相談室担当、教育相談アドバイザーによる連絡会を開催した。

④ 適応指導連絡会

不登校児童・生徒の状況に関する情報交換及び検討を目的とし、不登校対応チームの構成員である教育相談コーディネーター、ふれあい学級専門指導員、スクールソーシャルワーカー、教育相談アドバイザーが集まり、年10回開催した。

2 総合相談室

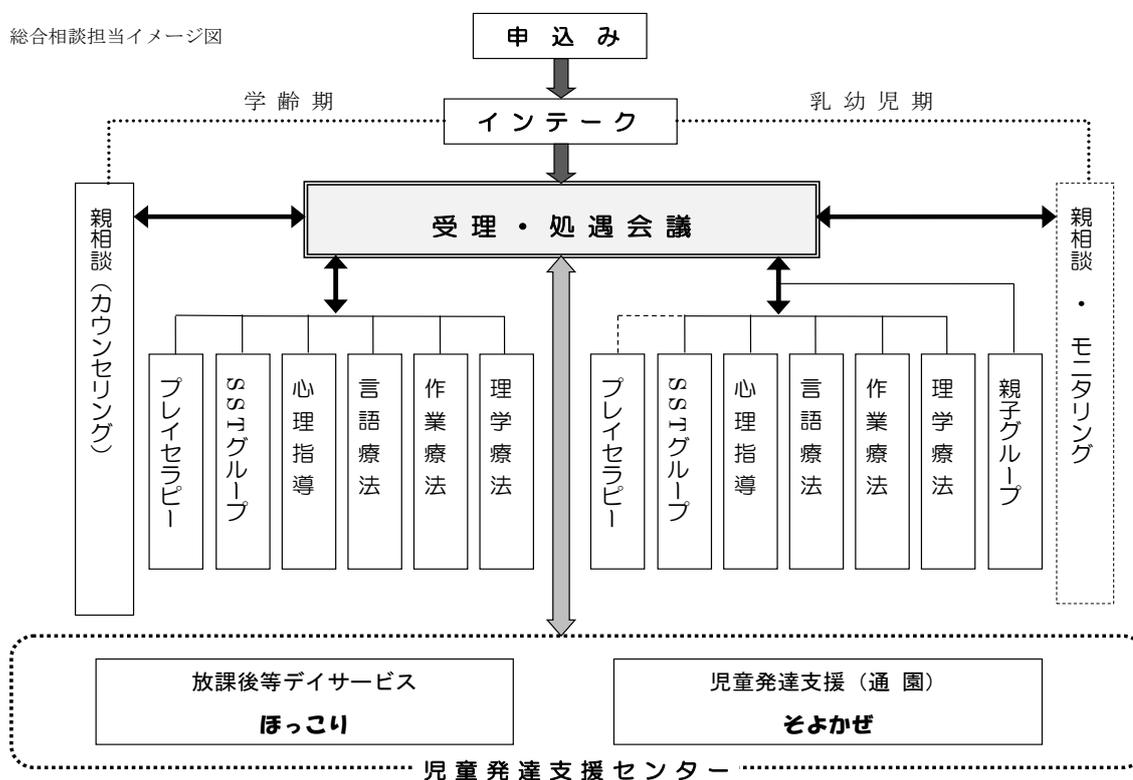
(1) 概要

平成27年度より、これまでの教育センター教育相談室の相談機能と福祉センター幼児部門の療育・相談機能を統合し、総合相談室としての事業運営を開始した。

総合相談室は、子どもたちの健やかな成長発達と家庭生活の充実を目的とし、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、発達及び教育に係る様々な相談を受け、それぞれのニーズに応じて発達支援や心理的援助を行っている。(月～金曜、第2・第4土曜の午前8時30分から午後5時15分まで ※祝日・年末年始除く)

来所による相談は、原則として保護者からの電話等での事前の申込みが必要である。インテーク(受理面接)の上、受理・処遇会議を経て、予約制で担当者による保護者と子どもそれぞれへの継続的な相談・支援を実施している。

総合相談担当イメージ図



(2) 内容

① 発達相談

ア 乳幼児療育

障害または発達の遅れや偏りのある子どもについて、障害の軽減や生活の質の向上のために、保護者に対し子どもの発達の相談や療育に関する相談を行う。また、子どもの支援ニーズに応じて専門訓練(理学療法、作業療法、言語療法、心理指導など)及びグループ指導(親子グループ、社会性やコミュニケーション力を育てるグループ指導(SSTグループ)など)により発達支援を行う。

乳幼児療育 新規受入件数【主訴別・年齢別】

(件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	その他	合計
0歳	9	5	0	2	7	23
1歳	7	23	0	11	0	41
2歳	2	22	4	22	2	52
3歳	0	7	9	21	2	39
4歳	2	5	24	15	4	50
5歳	0	0	13	27	4	44
合計	20	62	50	98	19	249
%	8%	25%	20%	39%	8%	100%

乳幼児療育 新規受入件数【来談経路別】

(件)

	保育園幼稚園	保健サービスセンター	ホームページ	医療機関	区役所	知人	子ども家庭支援センター	パンフレット	その他	合計
件数	74	70	29	17	13	9	9	2	26	249

乳幼児療育 療育プログラム年間実施延べ回数

(回)

	個別相談	早期親子グループ	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語療法 (ST)	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計
回数	1,257	692	653	594	1,800	237	290	145	5,668

[乳幼児療育における件数や相談内容、来談経路の傾向]

平成27年度、幼児の療育部門が教育センターに移管され、新しい施設の周知が行われたことに加え、発達障害に関する相談と教育に関する相談の窓口が一本化されたことによる、相談への心理的抵抗の軽減等の理由により新規相談件数が急増した。(前年度より約90件増)

相談内容については、ことばに関する相談が多く、低年齢では「ことばのおくれ」、年齢が上がるとともに「発音・吃音」の相談が多かった。「行動・社会性」に関する相談は、就園・就学のタイミングで増えている。

来談経路は、例年、保育園及び幼稚園、保健サービスセンターが多いが、ここ数年は、ホームページや区役所窓口など、利用者自身が相談窓口を探して申し込むケースが増えている。書籍やインターネット等を通して、子どもの発達や障害に関する情報に触れやすく、保護者が子どもの発達の遅れに早期に気付くケースが増加したためと考えられる。

イ 学齢期療育

小学生から中学生までの障害または発達の遅れや偏りのある子どもに対し、本人の生活の質の向上や社会生活への適応、本人の自己実現を図ることを目的に、保護者との相談や子ども本人への療育プログラムを実施している。合わせて学校等との連携も行う。

(※療育プログラムは、特別支援教育が基盤にあることを前提に、療育の目標を絞り、期間や回数等を区切って実施する。)

学齢期療育 年間受入件数【主訴別・学年別】 (件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	学習	その他	総件数
小学生(低) (小1～小3)	4	11	12	44	10	0	81
小学生(高) (小4～小6)	1	4	0	17	4	0	26
中学生	0	1	0	2	3	0	6
その他 (高校生など)	0	1	0	0	0	0	1
総件数	5	17	12	63	17	0	114
%	4%	15%	11%	55%	15%	0%	100%

学齢期療育 療育プログラム年間実施延べ回数【学年別】 (回)

	個別相談	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語療法 (ST)	心理指導	SST グループ	医師 診察	合計
小学生(低) (小1～小3)	259	24	151	237	71	112	1	855
小学生(高) (小4～小6)	92	1	45	36	0	39	1	214
中学生	35	0	0	6	1	0	0	42
その他 (高校生など)	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	388	25	196	279	72	151	2	1,113

[学齢期療育における件数や相談内容、来談経路の傾向]

学齢期療育は、平成27年度より新たに開始した支援であり、利用者は、幼児期に療育を受けたことがあり改めて希望する場合や、就学後に発達の偏りや行動面で気になるところがあり支援を求めて来談する場合などがある。初年度である今年度は、小学校低学年が多く、主訴としては「行動・社会性」についての相談が多かった。特に、小学校に入学したが、授業中落ち着かない、読み書きがなかなか習得できない等のような様子が見られて、学校から紹介されて来談するケースが多い印象であった。

具体的な相談・支援としては、できるだけ知能検査を実施して、発達プロフィールを把握した上での状態像の理解を進め、保護者や学校に子どもの発達特性に応じた対応の助言を行うよう努めている。その上で、有効と思われる療育プログラムの実施へとつなげている。

② 教育相談

ア 面接相談

いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の子どもの発達や教育に関する悩み・心配事について、子どもと保護者への心理的援助を行う。小学生等の子どもで不登校や情緒的な不安が見られる場合は、遊びを通して心理的援助を行うプレイセラピーを行うことが多く、中学生以上の場合はゲーム、手芸、工作などを介してのカウンセリング面接が多い。保護者とは、定期的なカウンセリング面接を行っている。保護者の了承を得た上で、必要に応じて学校や園を訪問し、授業(保育)参観や教員との情報交換等を行い、学校や園との円滑な連携による支援も実施している。

教育相談 新規受入件数【主訴別・学年別】 (件)

主訴 学年	主 訴 別 分 類								合 計
	就学・進路		情 緒 と 行 動			発達 と 障 害	環 境	そ の 他	
	就学・ 就園	進 路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり				
幼児以下	19	0	4	0	1	1	2	0	27
小学生	12	2	16	20	25	89	9	0	173
中学生	1	1	9	3	13	12	3	0	42
一 般	0	1	3	0	2	2	1	0	9
合 計	32	4	32	23	41	104	15	0	251
%	13%	2%	13%	9%	16%	41%	6%	0%	100%

*「就学・進路」について…「就学・就園」は教育指導課での就学相談によるもの(知能検査の実施)、「進路」は自主来談によるものである。

*「情緒と行動」については、「非社会的」は集団になじめない、いじめられる、神経症的傾向、緘黙等、「反社会的」は集団からはみでる、暴力、反抗的、非行、怠学等である。

教育相談 年間受入件数【主訴別・学年別】 (件)

主訴 学年	主 訴 別 分 類								合 計
	就学・進路		情 緒 と 行 動			発達 と 障 害	環 境	そ の 他	
	就学・ 就園	進 路	非社会的	反社会的	不登校・ 登校しぶり				
幼児以下	19	0	5	1	1	9	3	0	38
低学年 (小1~3)	3	1	15	21	16	134	11	0	201
高学年 (小4~6)	9	2	26	27	28	104	10	0	206
小 学 生	12	3	41	48	44	238	21	0	407
中 学 生	1	1	15	19	30	67	9	0	142
一 般	0	3	11	7	21	23	6	0	71
来所総件数	32	7	72	75	96	337	39	0	658
%	5%	1%	11%	12%	14%	51%	6%	0%	100%

主訴 学年	主訴別分類								合計
	就学・進路		情緒と行動			発達 と 障害	環境	その他	
	就学・ 就園	進路	非社会的	反社会的	不登校・ 登校しぶり				
幼児以下	34	0	20	0	3	62	27	0	146
小学生	27	15	359	517	605	2,248	195	0	3,966
中学生	2	5	160	104	315	500	36	0	1,122
一般	0	16	135	43	265	98	36	0	593
合計	63	36	674	664	1,188	2,908	294	0	5,827
%	1.1%	0.6%	11.6%	11.4%	20.4%	49.9%	5%	0%	100%

[面接相談における件数や相談内容、来談経路の傾向]

新しい教育センターとなり、学齢期療育が始まり発達支援が拡大したことと新しい施設の充実によって、新規相談が約50件増と大きく増えた。発達面の相談については学齢期療育担当と分担しているため、「発達と障害」は微増だが、「情緒と行動」の相談が例年より増えている。年間受入の相談内容としては、これまでと同様に「発達と障害」が最も多く半数を占めている。年代としては、小学生が多いことに変わりはないが、中学生、高校生年代も増えた。一方、相談員の体制は変わらないため、実施回数は例年より200~300回程度の増にとどまっている。

イ 電話相談

相談したいが顔を見られたくない、氏名や住所を知られたくない、相談に出向く時間的余裕がない等の事情を持つ区民の要望に応え、予約不要で匿名も可能な電話相談を心理専門の相談員が担当し実施している。必要に応じて他機関の紹介や情報提供も行っている。

平成27年4月より、午後5時から午前9時まで及び土・日曜、祝日、年末年始について、民間事業者に業務委託し、24時間相談を受ける体制とした。

- ・電話教育相談 24時間受付/年中無休
- ・いじめ電話相談 24時間受付/年中無休

電話教育相談/いじめ電話相談 年間相談延べ回数【主訴別・学年別】

(回)

区分	【電話教育相談】						【いじめ電話相談】						
	就学・進路		情緒・行動			発達 と 障害	環境		いじめ	情報 提供	その他	合計	いじめ
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校		家庭	学校					
乳幼児	0	0	6	4	1	18	19	14	0	4	3	69	2
	0	0	0	0	0	1	6	3	0	1	1	12	1
小学校(低)	0	1	6	5	10	12	30	13	1	0	2	80	5
	0	0	2	1	4	3	25	4	0	0	2	41	2
小学校(高)	0	1	10	7	9	3	16	21	4	5	4	80	16
	0	0	1	0	5	2	8	11	3	0	3	33	7
小学校計	0	2	16	12	19	15	46	34	5	5	6	160	21
	0	0	3	1	9	5	33	15	3	0	5	74	9
中学校	0	2	6	4	5	1	16	8	1	1	0	44	9
	0	1	1	2	1	0	6	3	0	1	0	15	2
一般	0	2	1	4	7	0	8	6	0	2	7	37	2
	0	0	0	1	2	0	5	3	0	1	7	19	1
合計	0	6	29	24	32	34	89	62	6	12	16	310	34
(うち夜間 休日合計)	0	1	4	4	12	6	50	24	3	3	13	120	13
%	0	2	9	8	10	11	29	20	2	4	5	100	

* 下段斜字は夜間休日分の内訳

[電話相談における件数や相談内容、来談経路の傾向]

今年度より夜間・休日の対応を開始したため、相談回数は大きく増え、例年 150～170 回程度からほぼ倍増した。夕方以降の子どもとのやりとりをきっかけとした保護者からの電話や、朝方登校をしぶる子どものように困った保護者からの電話、さらには、繰り返し利用する保護者等がみられ、利用者の都合のよいときに相談できる利点がかがえる。

また、いじめや学校対応についての苦情等の場合は、適宜学校や教育指導課と連携し、早期対応に努めた。

ウ その他

○ 特別支援教育相談委員会への協力

特別支援教育相談委員会に参加するとともに、教育指導課からの依頼で発達検査・知能検査を実施し資料作成を行う。

○ 各園・学校・関係機関での講演・研修事業への協力

家庭・学校・地域での保護者や教職員への支援として、園・学校・関係機関からの依頼を受けて、総合相談室の専門職が教職員や保護者を対象に講演・研修を行う。

○ 園・学校への緊急支援

区内の幼稚園・保育園・小学校・中学校において、緊急に心理職の援助が必要な場合に、教育指導課と連携しながら相談員が訪問相談等を行う。

○ 関係機関との連携

区内外の関係機関との各種会議に出席し、情報交換及び協議を行っている。また、相談事例の必要性に応じて個別に連携を図っている。

(3) 構成員

① 常勤職員(計 5 人)

心理 3 人、福祉 1 人、理学療法士 1 人

② 非常勤職員(計 41 人)

心理 教育相談員 10 人、心理 発達相談員 7 人、福祉 4 人

理学療法士 2 人

作業療法士 7 人

言語聴覚士 11 人

3 発達支援巡回相談事業

(1) 概要

区内幼稚園・保育園に在籍する子どもたちの健やかな育ちに向けて、心理士、作業療法士の専門職員が園を訪問し、保育上の必要な配慮について、保育士や教員等へ助言を行う。

また、希望により保護者相談にもあたっている。

(2) 実施状況

① 対象園

	区立	私立	合計
保育園	18 園	32 園(分園含む)	50 園
幼稚園	10 園	16 園	26 園
合計	28 園	48 園	76 園

② 実施内訳

(回)

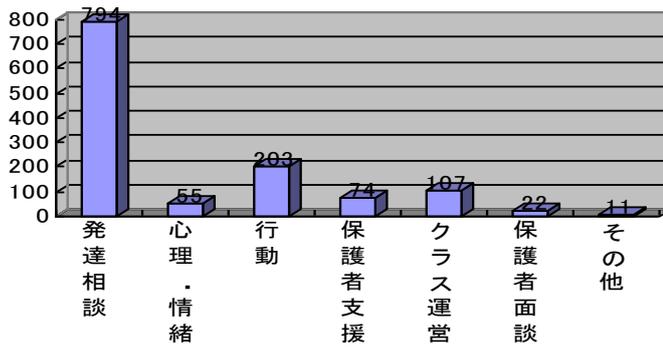
		心理士	作業療法士	合計
区立	保育園	128	65	193
	幼稚園	61	36	97
私立	保育園	40	7	47
	幼稚園	14	2	16
合計		243	110	353

[傾向]

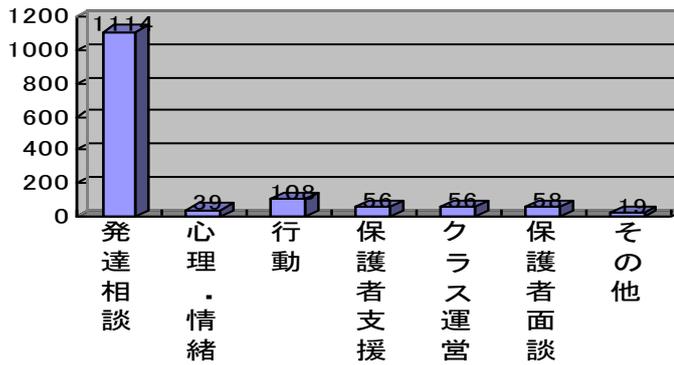
近年の傾向としては、私立保育園の急増に伴い巡回相談へのニーズも急増したため、訪問のタイミングや頻度について要望に応えきれない現状がある。

③ 相談内容

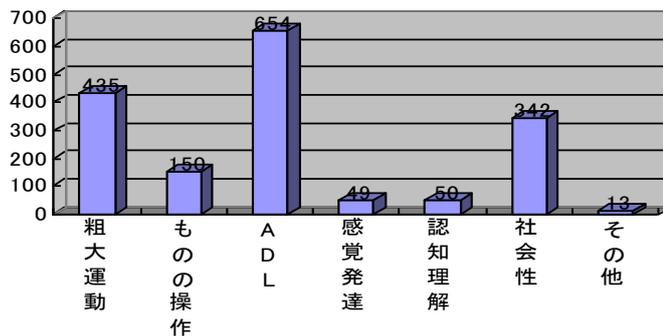
<作業療法士相談>



<心理相談>



<作業療法士相談内容詳細>



[傾向]

相談内容は、心理・作業療法士ともに発達に関するものが最も多い。また、保護者支援に関する相談も多いが、これは、保育士や教員等が子どもの発達の遅れ等を保護者へ伝える際の配慮事項に関する相談が主なもので、発達の遅れや偏りという子どもの心配を扱うに当たり、保護者の精神的負担を懸念し、丁寧な対応を模索していることがうかがえる。また、作業療法士の相談では、圧倒的にADL(生活所作)に関する相談が多く、園での生活に根差した相談が行われているといえる。

(3) 構成員

心理 5人

作業療法士 2人

4 スクールカウンセラー（SC）の配置及び派遣

区立小・中学校の児童・生徒とその保護者及び教員への心理面での支援、啓発活動を行う。

区SCは、区立中学校に週2日、区立小学校に週1日(大規模校は週2日)派遣し相談活動を行い、都SCは、すべての区立中学校及び区立小学校に年間35日配置されている。

(1) 相談内容別相談件数

		平成28年3月31日 現在											
対象 主訴	児童・生徒		保護者		教員		全員面接等		合計		増減(昨年度比)		
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
不登校	525	913	358	284	859	1,170	72	27	1814	2,394	171	-484	
いじめ	31	11	13	3	59	18	1	0	104	32	-100	-21	
友人関係	872	116	110	14	616	87	11	0	1609	217	-103	5	
問題行動等	159	13	85	21	515	79	72	5	831	118	36	-66	
情緒不安定	384	83	88	17	352	139	14	4	838	243	-131	-159	
性格・行動	235	128	268	55	971	294	28	11	1502	488	-493	-61	
生活習慣	13	7	7	3	18	16	1	1	39	27	-23	-76	
身体・健康	50	32	21	42	62	123	0	1	133	198	-57	147	
学習・進学	72	67	66	25	254	168	58	12	450	272	-269	57	
家庭・家族	148	62	54	22	287	140	14	29	503	253	-54	124	
虐待	11	0	2	0	70	1	8	0	91	1	29	-14	
対教師	71	2	34	5	49	8	0	1	154	16	-152	-2	
部活動	2	16	0	5	0	17	0	1	2	39	-5	-39	
自己理解	11	37	0	1	13	14	0	0	24	52	9	13	
子育て	1	0	84	56	28	11	0	0	113	67	-21	31	
発達障害	150	77	243	83	687	480	83	47	1163	687	50	295	
カウンセリング	53	0	12	0	9	6	0	0	74	6	-5	2	
学外との連携	0	0	0	0	26	11	170	89	196	100	-80	-33	
話し相手	2017	1346	8	11	86	55	5	2	2116	1,414	697	36	
全員面接等	304	84	23	4	427	270	1036	719	1790	1,077	37	160	
合計	5,109	2,994	1,476	651	5,388	3,107	1,573	949	13,546	7,701	-464	-85	

(2) 実績内容

区SC 16人、都SC 26人(4名は2校担当)で各担当校において、連携しながら、①児童面接・保護者面接 ②児童観察 ③児童の話し相手 ④児童へのソーシャルスキルトレーニング ⑤教職員との連携・コンサルテーション ⑥校内委員会等会議への出席 ⑦関係機関との連携 ⑧研修講師(教職員・保護者向け) ⑨心理教育(児童・生徒向け) ⑩SCだよりの発行 ⑪小学校5年生と中学1年生への全員面接などの活動を行った。

また、平成26年度から始まったSCによる全員面接は、平成27年度も継続して行われた。2年目ということで、実施はスムーズに進んだ学校が多かった。文京区の場合は、区SC、都SCの2名体制のため、その役割分担は、各小・中学校によって異なる。集団か個別か、また、いつの時間帯に行うかなどの体制も各学校によって違いがある。SC、総合相談室という場所のPRとしての効果としては共通している。一方で、比較的人数の多い小・中学校では、全員面接に時間がかかるため、授業観察や、本人面接・保護者面接をする時間が制限されている。

5 スクールソーシャルワーカー (SSW) の派遣

不登校、非行、その他の課題を抱える児童・生徒と、その環境との接点に働きかけ、関係機関等との連携・調整、保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供及び教職員への研修等を行った。

(1) 実績

(件)	
SSWが主として取った対応	重複あり
家庭訪問	16
保護者面接	21
児童・生徒面接	11
学校コンサルテーション	15
関係機関連携	10
登校支援(学校)	4
通級支援(ふれあい学級)	7
医療受診支援	3
合計	87

(件)	
主訴別	重複あり
1. 不登校	20
2. いじめ	1
3. 暴力行為	3
4. 児童虐待	2
5. 友人関係の問題	1
6. 非行・不良行為	1
7. 家庭環境の問題	23
8. 教職員等との関係の問題	2
9. 心身の健康・保健に関する問題	9
10. 発達障害等に関する問題	3
11. 貧困の問題	0
12. その他	0
合計	65

(回)	
学校訪問回数 (小・中学校別)	
小学校	153
中学校	100

(2) 実施状況

小・中学校を253回訪問した。その際に各相談に対して、助言・情報交換を行っている。学校訪問はS
SWの直接支援に結びつく前段階として機能している。そのため、平成27年度においては、2学期に行う
学校訪問以外に、1学期にも学校訪問を実施した。また、依頼があってから動くのではなく、積極的にケ
ースの確認、介入の提案を行い、ケースへの早期介入を試みた。さらに学校からの連絡窓口担当SSWを
設け、ケースの依頼・ケースの状況把握がよりスムーズに行えるようになった。直接支援については、不
登校ケースを中心に26件を対応した。定期的な家庭訪問から、学校やふれあい学級への登校支援を通し
て、不登校児童・生徒の社会的な自立の促進を促すことができた。また、不登校以外のケースについても、
保護者と面接をする中で、必要な社会的資源につなぐことができた。

6 学校巡回相談

区立小・中学校にLD（学習障害）等に関する知識・経験を有する専門家を派遣し、児童・生徒に対する
指導内容及び方法に関して指導・助言を行う。

(1) 実績件数

派遣回数 120回(小学校 80回、中学校 40回)

(2) 実績内容

巡回相談員登録者（臨床発達心理士）20人を、各小・中学校に、年4回、1回3時間継続して派遣した。
各小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心とし、研修や協議の時間を持った。

(3) 実施状況

各小・中学校からあがってくる支援を必要とする児童・生徒の数が年々増加している。また、教員の要
望としては今すぐ使えるアドバイスがほしいといったことが多く、じっくりと行動観察や情報収集ができ
ない中、学校巡回相談員も苦慮する面がある。一方では、研修の講師として巡回の時間をあてる学校もあり、
教員の対応力を伸ばす努力をしている。子どもへの対応だけでなく、保護者対応への相談も多くあり、
時間数を増やしていくことも検討する必要がある。

7 巡回相談員(育成室等)派遣事業

特別な支援を必要とする児童の在籍する育成室職員に対し、臨床心理士が訪問し、保育内容の充実を目的
とした指導・助言とともに、個別指導計画の作成支援等を行った。

(1) 実績件数

訪問回数 105回

【観察53回、協議48回、その他（保護者面談への同席等）4回】

相談延べ件数 155件

【特別な支援を必要とする児童110件、その他の気になる児童41件、その他4件】

(2) 実績内容

巡回相談員が対象育成室29室（民間委託も含め全33室中）に対して、前期1回、後期1回の訪問相談
（観察訪問及び協議のための訪問）を実施し、必要に応じて保護者面談への同席等を行った。

(3) 実施状況

民間委託の育成室に対しては、巡回相談や個別指導計画（サポートプラン）作成についてのオリエンテ
ーションも行いながら訪問相談を実施した。

8 学校と家庭の連携推進事業

いじめ、不登校、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、学校に「家庭と子供の支援員」を配
置し、メンタルケアの知識や技術、経験を活かして、問題や悩みを抱える児童・生徒及び家庭への支援・相
談・連携体制の構築を行う。

(1) 実績件数

月別支援時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援時間数	87	133	178	134	0	217	333	305	304	210	380	313	2,594

(2) 実績内容

家庭と子供の支援員 12人(内1校は途中交代、1校は2名体制)

活用学校数 小学校4校
中学校7校

対象児童・生徒数 小学校4名
中学校23名

別室対応、家庭訪問、家庭での児童・生徒との関わり、登校支援等の関わりを行った。

(3) 実施状況

不登校児童・生徒の数が高止まりの現状において、教室には入れないが、別室であれば過ごせる子どもへの対応に一定の効果をあげている。支援員がいることで、学校の中で課題に取り組みたり、教室復帰につながることでできた児童・生徒もいる。一方で、「家庭と子供の支援員」につながる事が難しいケースも多くあり、また、家庭訪問まではできても、そこから一緒に外出するまでに時間を要することも多い。不登校対応は、根気よく継続して取り組むことが良い結果を生むが、支援員だけで支えることは難しく、学校全体や教育センター各事業と合わせて活用していくシステムを確立することが必要である。

9 ふれあい学級（適応指導教室）

長期にわたり心理的理由等により不登校となっている区内の小・中学校の児童・生徒を対象として、自立の促進と学校生活への復帰を支援する。

(1) 実績件数

正式通級・体験通級等の人数（カッコ内の数字は前年度の人数）

	小学校	中学校	計
正式通級	2(0)	14(12)	16(12)
体験通級	7(4)	16(13)	23(17)
計	9(4)	30(25)	39(29)

*このほか、見学のみ小学校5人、中学校5人あった。電話での対応もしている。

(2) 実績内容

専門指導員(都嘱託相談員)4人、区SC 5人(週1日ずつ勤務)、学生ボランティア9人が中心となり、学級の運営を行った。教育センター内の事業間連携のため、教育相談コーディネーター、教育相談アドバイザー、SSW、教育相談員もふれあい学級と関わっている。

移転前から行っていたSCによるソーシャルスキルトレーニングや面談、校外学習、卓球、グループワークのほか、移転後は、情報教育、科学教育、ALTによる外国語活動、健康トレーナーによる健康活動、音楽療法と活動内容が増えた。

(3) 実施状況

平成27年度の教育センター移転に伴い、ふれあい学級も教育センター内に設置した。そのため、教育センターの科学教育事業と連携し、ICT研修室で情報科学担当の専門指導員からタブレットの操作方法を学んだり、科学実験室で自然科学担当の専門指導員と理科の学習を行った。また、軽運動室やプレイヤードをb-1 a bと共有し、日中はふれあい学級の児童・生徒が活用している。総合相談室に相談していた場合には、関係のできている教育相談員と安心して見学することができ、ふれあい学級につながりやすくなった。SSWも担当している児童・生徒をふれあい学級につなぎやすく、随時ふれあい学級に滞在し、一緒に過ごすことで、支援を継続することができていた。このような事業間連携が進み、今まで在籍していなかった小学生も利用しやすくなっており、通級数の増加に繋がった。

10 不登校対応チーム

不登校状態にある児童・生徒に対する登校支援の強化と、不登校の予防及び早期対応をねらいとして、教育相談コーディネーター(統括指導主事、教育センター常勤心理職)、ふれあい学級専門指導員、SSW、教育相談アドバイザーで構成される不登校対応チームによる取組みを実施する。

(1) 連絡個票

連絡個票は、学校と「不登校対応チーム」との連携による組織的な登校支援に活用しており、「不登校状態の児童・生徒への支援」による不登校の解消や、「まだ、登校できている段階からのすべての児童・生徒への支援」による早期対応への強化を図ることを目的に、各小・中学校から不登校にかかわる「連絡個票」を年度ごとに集約している。この個票をもとに、全小・中学校を訪問し、個々の事例について検討している。また、データをもとに文京区の不登校の傾向について分析し、次年度への不登校対応の方策の手がかりとしている。

(2) 訪問

1学期は、前年度の個票のデータをもとにして、全小・中学校を訪問した。年度当初の、ふれあい学級とSSWの紹介も兼ねており、不登校児童が不在の小学校も含めて、全小・中学校を、教育相談コーディネーター、教育相談アドバイザー、窓口担当SSWが複数で訪問している。

2学期は、不登校児童・生徒が増加する時期だが、1回目の個票の提出後のため、主に新たに不登校児童・生徒としてあがってきたケースを中心に、各小・中学校を訪問し、聞き取りと今後の手立ての話し合いを行っている。ふれあい学級につながる児童・生徒も増加する時期のため、通級の可能性のある児童・生徒についての情報も共有している。

3学期は、不登校の6年生が在籍する小学校と、進学先となる区立中学校を中心に訪問し、小学校から中学校への引継ぎを行っている。入学前からの手立てが必要なケースも多く、また、クラス替え等の配慮もしやすいこの時期の引継ぎはとても大切である。

(3) 研修

教育相談コーディネーター、教育相談アドバイザー、SSW等が協力して、各小・中学校の校内研修会や生活指導主任研修会、若手教員研修、教育相談研修会等で、「不登校児童・生徒の理解とその手立て」について、教員を対象に研修会の講師を担当し、教員の不登校対応の向上を目指した。

第3章 児童発達支援センター事業

1 概要

平成27年4月1日から、教育センターにおいて、児童発達支援センター業務（療育）を開始した。（平成27年3月31日文京福祉センター閉館）

児童発達支援センターでは、身近な地域における通所支援機能である児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などの地域支援に対応し、切れ目のないサービスの提供を行う。

(1) 児童発達支援センター事業

- ① 児童発達支援（そよかぜ）
- ② 放課後等デイサービス（ほっこり）
- ③ 障害児相談支援（障害児支援利用計画作成）

【児童発達支援センター事業概要】

	児童発達支援センター		
	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援
運営時間	[月～金曜] 9時～14時 9時～15時30分 [第2・4土曜] 9時～11時30分 13時30分～15時30分	[月～金曜] 14時30分～18時30分 [土曜・学校長期休業日] 9時～16時	[月～金曜、第2・4土曜] 9時～17時
活動場所	1階児童発達支援指導室等	1階児童発達支援指導室等	1・2階相談室等
利用料	無(利用者負担分は区負担)	有(利用料の1割)	無

2 児童発達支援（そよかぜ）

(1) 概要

児童福祉法により、未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

サービス内容：生活指導、集団生活適応指導、機能訓練など

利用日	月曜日～金曜日、第2・4土曜日	
利用時間	親子グループ	午前9時30分～午前11時30分
	単独グループ	午前9時30分～午後2時
	就園児グループ	午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時30分
利用定員（1日あたり）	30人	

(2) 利用状況（平成27年度から教育センターで事業開始）

		平成27年度
年度当初在籍者数		27人
年度内	入所者数	58人
	延在籍者数	85人
	退所者数	3人
年度末在籍者数		82人

乳幼児：年齢別在籍数（平成27年4月2日現在の年齢）

	平成27年度
0～1歳	0人
2歳	13人
3歳	25人
4歳	31人
5歳	16人

3 放課後等デイサービス（ほっこり）

(1) 概要

心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児（主に小学生）を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行う。

サービス内容：ソーシャルスキルトレーニングや感覚・運動遊び、コミュニケーションの練習など、各クラスにあった活動を行う。（集団療育）

利用日		月曜日～土曜日
利用時間	平日	午後2時30分～午後6時30分
	土曜日 学校長期休み	午前9時～午後4時
利用定員（1日あたり）		15人

(2) 利用状況（平成27年度から教育センターで事業開始）

	平成27年度	
年度当初在籍者数	60人	
年度内	入所者数	13人
	延在籍者数	73人
	退所者数	1人
年度末在籍者数	72人	

学年別在籍数（平成27年4月2日現在の学年）

	平成27年度
小学1年生	36人
2年生	13人
3年生	10人
4年生	4人
5年生	8人
6年生	2人

4 障害児相談支援

(1) 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用する利用児の障害児支援利用計画等を作成する。

相談受付：月曜日～金曜日及び第2・第4土曜日

(祝日及び年末年始を除く)

午前9時～午後5時

(2) 障害児支援利用計画等の作成状況

	平成27年度
新規	294件
継続	152件

第4章 教員研修・研究事業

1 概要

様々な教育課題を解決するために必要な区立幼稚園・小学校・中学校教職員の資質・能力の向上を図るため、教育アドバイザーの派遣及び集合研修を実施する。

2 教育アドバイザー事業〔担当：佐藤明彦、古沢孝男、江藤勝久、和田雅光、小野雅保、池川雅美〕

(1) 初任者等の授業観察及び指導・助言

- ① 趣旨 初任者等が配置されている学校を訪問し、初任者等に対し、悩み、迷いなど内面に寄り添った相談を行うとともに、授業観察等を通して、教員としての質の向上・指導力向上への助言を行う。
- ② 訪問日数 初任者等一人に対して、事前の打ち合わせを含め年間8回程度、定期的に訪問する。

<延べ実施回数等(平成27年4月から平成28年3月)>

教育アドバイザー	対象教員数(人)	訪問日数(日)	延べ実施回数(回)
佐藤 明彦	8	60	66
古沢 孝男	5	37	40
江藤 勝久	6	44	44
和田 雅光	7	56	56
小野 雅保	6	47	46
池川 雅美	7	47	47
計	39	291	299

(2) 文京区立学校3年次授業研究〔担当：佐藤明彦、古沢孝男、江藤勝久、和田雅光、小野雅保、池川雅美〕

- ① 趣旨 1年間のグループによる授業実践を通して、若手教員育成研修2年次研修を修了した教員の「授業力」の向上を図る。
- ② 内容 教育委員会指定日での授業研究のほか、指定日で授業を行わない対象者の授業研究は、日程調整を行い、当該校での授業観察及び指導・助言を行う。

<教育委員会指定の授業研究日>

・aグループ 担当：池川 雅美・佐藤 明彦

回	教科等	講師
1	第2学年 道徳	文京区教育委員会教育指導課 石井 梅雄
2	第3学年 体育	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 佐藤 洋平 氏
3	第5学年 算数	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 平山 秀人 氏

・bグループ 担当：古沢 孝男・江藤 勝久

回	教科等	講師
1	第2学年 音楽	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 徳富 健治 氏
2	特別支援 国語	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 荻野 聡 氏
3	第6学年 体育	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 佐藤 洋平 氏

・cグループ 担当：和田 雅光・小野 雅保

回	教科等	講師
1	第3学年 理科	文京区教育委員会教育指導課 遠山 政克
2	第2学年 英語	文京区教育委員会教育センター専門指導員 和田 雅光
3	第1学年 数学	文京区教育委員会教育指導課統括指導主事 赤津 一也

3 選択課題研修

(1) 教育相談研修会 [担当：佐藤 明彦]

- ① 趣旨 学校における教育相談活動の課題を理解し、講義やロールプレイ、エンカウンター等の演習を通して、問題行動の把握・対応の仕方や解決手法等の習得を目指しながら教育相談に関する幅広い知見や資質の向上を図る。
- ② 対象 教職経験10年未満の小学校・中学校教諭(ステージI対象者)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月12日(金)	講義・演習「文京区の教育相談体制と 教育相談の基本姿勢(カウンセリングマインド)」 講師 文京区教育センター学校支援係主査 石津 陽子 総合相談担当主任 岩城 衆子	25
2	7月2日(木)	講義・演習「児童・生徒理解と教育相談～エンカウンター～」 講師 北区立十条台小学校長 平野 哲士 氏	22
3	8月27日(木)	講義・演習「アサーション・トレーニングー自分も相手も大切にする自己表現～アサーションとは何か(入門編)～」 講師 創価大学教育学部教授 園田 雅代 氏	24
4	9月15日(火)	講義・演習「自校の問題行動の実態と具体的な指導」 講師 元東京都学校教育相談研究会長 梅原 厚子 氏	22
5	10月16日(金)	講義・演習「カウンセリングマインドの具体的な生かし方」 講師 文京区教育センター総合相談担当主任 岩城 衆子	22

(2) 幼稚園教員研修会 [担当：池川 雅美]

- ① 趣旨 幼稚園教育の現状と課題を的確に把握し、幼稚園の教育活動の質的充実を図るとともに、幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援を推進する。
- ② 対象 全幼稚園教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月26日(金)	施設見学・講義・演習「小学校の特別支援学級について」 講師 礪川小学校長 畑中 秀夫 氏 林町小学校長 小川 深雪 氏	41
2	7月22日(水)	講義・演習「幼稚園の危機管理 ー生活安全ー」 講師 千代田区教育研究所 田所 恒子 氏	40
3	8月3日(月)	講義 「保護者とのかわり方」 講師 文京区教育センター総合相談担当主任 岩城 衆子	43

4	8月3日(月)	実技・講義「保育や園行事で生かせる運動あそび」 講師 (株)幼児活動研究会取締役本部長 鶴岡 義彦 氏	26
		講義・演習「中堅・ベテラン教員として参画する幼稚園運営」 講師 元桜美林大学教授 井上 千枝美 氏	17

(3) 小学校英語リーダー育成研修会 [担当：和田 雅光]

- ① 趣旨 具体的な指導方法を理解し、実践的な指導力を高める。
② 対象 全小学校教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月26日(金)	講義・演習「外国語(英語)活動における 指導方法等の工夫改善と中学校との接続」 講師 世田谷区教育委員会指導課統括指導主事 佐藤 勝也 氏	18
2	8月26日(水)	講義・演習「ALTと連携した授業作り」 講師 (株)インタラック 西 剛太 氏 他	18
3	9月11日(金)	講義・演習「指導方法等の工夫改善と今後の小学校英語の動向」 講師 東京都教職員研修センター研修部 専門教育向上課指導主事 深尾 絵美子 氏	20
4	11月17日(火)	授業参観・協議「小学校外国語活動の進め方」 講師 元板橋区立中根橋小学校教諭 渡邊 美江子 氏	19

(4) 特別支援教育研修会 [担当：江藤 勝久]

- ① 趣旨 心身に障害のある子どもに対する特別支援教育のあり方や指導方法について理解を深める。
② 対象 全教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月22日(金)	講義「特別支援教育の概要」 講師 教育庁都立学校教育部特別支援教育課 指導主事 畝本 美香 氏	23
2	7月22日(水)	見学・演習「特別支援学校における支援のしかた」 講師 東京都立王子第二特別支援学校 特別支援教育コーディネーター主幹教諭 鎌田 英美 氏	20
3	7月23日(木)	見学 小日向台町小学校コミュニケーション「こひなた」 講義「特別支援学級(通級学級)の教育課程について」 講師 教育庁指導部特別支援教育指導課指導主事 古舘 秀樹 氏	18
4	10月13日(火)	講義 「障害特性の理解と支援のポイント」 講師 新宿区立教育センター教育支援課 谷川 安佐子 氏	16
5	12月4日(金)	授業見学 文京区立第三中学校 講義 「特別支援学級(固定学級)の教育課程について」 講師 教育庁指導部特別支援教育指導課指導主事 濱渦 孝治 氏	19

(5) 特別支援教育コーディネーター養成研修会 [担当：古沢 孝男]

- ① 趣旨 特別支援教育コーディネーターを養成するために、その役割やあり方、並びに軽度発達障害にかかわる学習支援の実際について理解を深める。
- ② 対象 全教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月27日(月)	講義「特別支援教育コーディネーターの役割」 講師 東京コーディネーター研究会副会長 森 秀一郎 氏	22
2	7月28日(火)	講義「コーディネーターの活動の実際」 講師 文京区立林町小学校主幹養護教諭 千原 恵美子	22
3	8月3日(月)	講義 「個別指導計画および個別の支援計画の作成と実際」 講師 東京都教職員研修センター研修部教育経営課 統括指導主事 田島 忍 氏	21
4	8月26日(水)	講義「文京区の特別支援教育の推進」 講師 文京区教育委員会教育指導課統括指導主事 赤津 一也 特別支援教育担当主査 大久保 延広	21
5	8月27日(木)	講義 「関係機関との連携」 講師 文京区教育センター臨床発達心理士 松村 裕美 臨床発達心理士 原 恵子	21

(6) ゲートキーパー研修会 [担当：佐藤 明彦]

- ① 趣旨 いのちの教育推進の一環として、また、生命にかかわる重大事故の未然防止・相談支援につながることができる資質・能力を高める。
- ② 対象 全教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月7日(木)	講義「自殺に向かう心の動きと遺族の悲しみ、そして支援 ～あなたにもできる自殺防止活動～」 講師 特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター所長 村 明子 氏 講義「自殺防止に向けて～子供の自殺のサインに気付いたとき～」 講師 東京都立精神保健福祉センター地域援助医長 源田 圭子 氏	40
2	9月3日(木)	講義「自殺に向かう心の動きと遺族の悲しみ、そして支援 ～あなたにもできる自殺防止活動～」 講師 特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター所長 村 明子 氏 講義「自殺防止に向けて～子供の自殺のサインに気付いたとき～」 講師 東京都立精神保健福祉センター所長 井上 悟 氏	39

(7) キャリア教育研修会 [担当：和田 雅光]

- ① 趣旨 児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育て、社会の中で「生きる力」を身に付けるために、各小学校・中学校において、系統的・計画的なキャリア教育を実施する。
- ② 対象 全幼稚園・小中学校教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月19日(金)	講義「キャリア教育年間指導計画の改善と活用について」 講師 千葉商科大学教授 鹿嶋 研之助 氏	28
2	10月9日(金)	講義「キャリア教育の充実に向けた授業の実践、そのポイント」 講師 千葉大学教授 藤川 大祐 氏	23
3	2月5日(金)	文京区立中学校職場体験発表会参観	27

(8) 食育推進研修会 [担当：池川 雅美]

- ① 趣旨 各校の食育推進チームの教員を対象とした食育推進研修会を開催し、校内において食育の推進について取り組めるようにする。
- ② 対象 各小中学校食育推進リーダー教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月14日(木)	講義「食育推進教育について－食育全体計画－」 講師 中野区立第十中学校元校長 原 美津子 氏	28
2	11月19日(木)	授業参観・講義 講師 中野区立第十中学校元校長 原 美津子 氏	26
3	2月18日(木)	講義・グループ協議 「各学校の食育の推進を目指して」 講師 中野区立第十中学校元校長 原 美津子 氏	28

(9) 特別支援教育コーディネーター研修会 [担当：小野 雅保]

- ① 趣旨 特別支援教育コーディネーターの教員が、校内の特別支援教育を推進するために必要な知識及び課題解決の手法を身に付け、具体的な支援策を調整・実行できる能力のスキルアップを図る。
- ② 対象 全教員(特別支援教育コーディネーター)、幼稚園希望者

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	4月23日(木)	講義「文京区の特別支援教育について」 講師 文京区教育委員会教育指導課統括指導主事 赤津 一也 文京区教育センター学校支援係主査 石津 陽子 総合相談担当主査 西森 紀江 総合相談担当主任 石樵 さゆり 特定非営利活動法人 えこお 根尾 英子 氏	31
2	6月2日(火)	講義・演習「校内委員会の活性化 ～校内での支援内容の検討の工夫について～」 講師 都立王子特別支援学校コーディネーター 三輪 まみ 氏 都立王子第二特別支援学校コーディネーター 鎌田 英美 氏 都立北特別支援学校コーディネーター 大東 智恵 氏 筑波大学附属大塚特別支援学校コーディネーター 安部 博志 氏	30

3	9月10日 (木)	講義・演習「学習活動における特別支援」 お茶の水女子大学附属小・中学校との合同研修 講師 お茶の水大学教授 安藤 壽子 氏	55
4	11月12日 (木)	講義 「教育と療育の連携」 講師 文京区教育センター総合相談担当主査 西森 紀江 総合相談担当主任 石樵 さゆり	23
5	2月15日 (月)	講義 「障害者差別解消法における学校の役割 通常の学級における合理的配慮について」 講師 東洋大学参与 宮崎 英憲 氏	53

(10) 理科実技研修会 [担当：森 秀一郎]

- ① 趣旨 教科用図書掲載の実験を中心に、実験器具や薬品の準備の仕方や使い方、安全に実験・観察を行うための手立て、実験・観察の指導をする時のポイントなどについて実技を通して研修を行い、教員の理科実験の知識、技能の向上を図る。
- ② 対象 小学校教員

回	実施日	区分	研修内容	参加者数
1	8月7日(金)	午前	「エネルギー」分野(電気を中心に)	22
2	8月7日(金)	午後	「エネルギー」分野(電気以外)	22
3	8月10日(月)	午前	「粒子」分野(化学変化を中心に)	23
4	8月10日(月)	午後	「粒子」分野(化学変化以外) 「地球」分野	23
5	8月11日(火)	午前	「生命」分野 科学クラブ等で使える教材	24

(11) 理科教育推進者研修会[担当：森 秀一郎]

- ① 趣旨 区内小学校指定校にコアサイエンスティチャー(CST)を配置し、理科教育の振興拠点とするとともに、区内小学校教員を対象とした研修を企画することにより本区の理科教育振興に資する。
- ② 対象 小学校教員
- ③ 講師 文京区立千駄木小学校主任教諭 相蘇 好(CST)

回	実施日	研修内容	参加者数
1	6月11日(木)	講義・演習「ゴムや風でものをうごかさう」(第3学年単元)	16
2	12月10日(木)	講義・演習「電磁石の性質」(第5学年単元) 「電気の性質とその利用」(第6学年単元)	16
3	1月21日(木)	講義・演習「ふりこの動き」(第5学年単元)	16

(12) 小学校・中学校教育研究会との共催研修会 [担当：佐藤 明彦]

- ① 趣旨 教育センターと区立小学校・中学校教育研究会各教科等研究部が連携し、授業の改善、教育方法の工夫等、日々の授業や教育に役立つ小学校・中学校教員のための実技研修会・教育方法研修会を実施する。
- ② 対象 文京区小・中学校教育研究会各教科等研究部

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月19日(水)	小学校国語部実技研修会(書写実技研修) 「毛筆書写指導の基礎・基本」 講師 東京家政大学准教授 宮 絢子 氏	38
2	8月19日(水)	小学校音楽部実技研修会 「指揮法について」 講師 指揮者 田久保 裕一 氏	18
3	9月9日(水)	小学校理科部実技研修会 「天気に関するものづくり 天気予報はこうしてできる」 講師 お茶の水大学講師 前川 哲也 氏	16
4	11月11日(水)	小学校家庭科部授業研究会 第5学年「なぜ食べるのか考えよう～ ICT機器を活用した授業～」 授業者 文京区立窪町小学校教諭 村上 律子 氏 講師 元品川区立御殿山小学校長 林 瑠美子 氏	9

第5章 教員ICT研修

1 概要

幼稚園、小・中学校の教職員が効果的にコンピュータを活用することができるよう、研修を実施し、指導・助言を行う。また、小・中学校のICTリーダーを育成し、教育ICT機器の積極的な活用と情報の適正な管理を図る。

2 実施状況

(1) ICT研修

① 趣旨 教員がICTを活用した教育へ対応するために、ICT機器等(コンピュータを中心とした周辺機器)への知識・技術を習得する。

② 対象 幼稚園、小・中学校の教職員

回	実施日	区分	研修内容・方法	参加者数
1	7月21日(火)	午前	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	3
2	7月21日(火)	午後	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	5
3	7月22日(水)	午後	Excel ～データを効率よく活用しよう～	8
4	7月23日(木)	午前	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	8
5	7月23日(木)	午後	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	5
6	7月24日(金)	午後	PowerPoint ～印象深いプレゼンテーションをつくろう～	10
7	7月27日(月)	午前	デジタル教材 ～デジタル教材の活用例～	12
8	7月27日(月)	午後	アルゴリズム ～ゲームを通してプログラムの基礎を体験～	4
9	7月28日(火)	午前	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	7
10	7月28日(火)	午後	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	9
11	7月29日(水)	午後	Word ～魅力的な学級だよりをつくろう～	7
12	7月30日(木)	午前	ビスケット ～簡単なアニメーションやゲームの作成～	6
13	7月30日(木)	午後	スクラッチ ～ビジュアルプログラミング言語～	6
14	7月31日(金)	午後	Excel ～データを効率よく活用しよう～	12
15	8月24日(月)	午後	Word ～魅力的な学級だよりをつくろう～	5
16	8月25日(火)	午前	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	11
17	8月25日(火)	午後	電子黒板 ～アクティブボードの活用例～	7

18	8月26日(水)	午後	PowerPoint ～印象深いプレゼンテーションをつくろう～	6
19	8月27日(木)	午前	ビスケット ～簡単なアニメーションやゲームの作成～	3
20	8月27日(木)	午後	デジタル教材 ～デジタル教材の活用例～	12

(2) ICTリーダー研修

- ① 趣旨 ICTリーダーとして各学校の情報教育や情報機器の活用の分野で指導的な役割を果たす教員を養成する。
- ② 対象 小学校・中学校ICTリーダー

回	実施日	研修内容・方法	参加者数
1	5月28日(木)	文京区のICT教育 講師 文京区教育委員会教育指導課統括指導主事 赤津 一也 学務課主事 日向野 貴司、多田 雄一	26
2	7月10日(金)	区内先進校見学 文京区立音羽中学校	25
3	10月20日(火)	班別研究中間発表 講評・講演「ICTリーダーに期待すること」 講師 文京区立駒本小学校長 田中 克昌	30
4	11月27日(金)	区内先進校見学 文京区立湯島小学校	24
5	2月25日(木)	班別研究最終発表 講評・講演「一年間の成果まとめ」 講師 情報処理学会 中山 泰一 氏	28

第6章 教育資料室・教科書センター運営

1 概要

(1) 教育資料室

教育関係資料(文京区教育委員会及び文京区立幼稚園・小学校・中学校、各教育研究会が発行する学校教育関係資料等の刊行物、他の自治体の教育関係資料及び市販の教育関係図書)を文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領に基づき収集・整理・保管し、区内学校関係者等の利用に供する。

(2) 教科書センター

小・中学校、高等学校及び特別支援学校で使用する教科書を展示し、教職員やその他一般の人々の利用に供することにより、教科書の調査・研究の便を図るとともに、教科書や教科に対してより一層の理解の増進を図る。

なお、教科書センターでは、例年6月に開催している「教科書法定展示会」の会場になっており、検定に合格し採択の対象となった教科書を見本本として閲覧に供している。



2 実施状況

(1) 教育資料室

平成27年4月の新たな教育センターの開設に伴い、教育資料室を再開室した。再開室に伴い、文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領を定めた。

① 教育資料の収集・整備

蔵書資料数(教科書・雑誌を除く)9,148冊

・27年度 新規寄贈資料 157冊

・27年度 新規購入図書 595冊

② 図書館システムの運営

学校関係者等が教育資料の検索等を効率的に利用できるよう、「学校図書館システム(LB@SCHOOL)」の運用を開始した。また、教育センター教育資料室の蔵書検索が、教務用パソコンより可能になり、教職員に周知した。

③ 教職員への周知

再開室に伴い「教育センター教育資料室のご案内」を作成し、各幼稚園・学校に配付した。また、「教育資料室だより」を平成27年10月から偶数月発行し、各幼稚園・学校に配付している。

(2) 教科書センター

① 常設展示

ア 開室日時

月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後5時まで

イ 利用者数

144人

② 特別展示会

小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行っている東京都教育委員会独自の展示会。

ア 開催日時

6月8日(月)から6月18日(木)まで(日曜を除く10日間)
午前9時から午後5時まで

イ 利用者数

36人

③ 法定展示会

教科書発行に関する臨時措置法第5条に基づき、都道府県教育委員会が行う(平成27年度教科書展示会実施要項に基づく)展示会。

ア 開催日時

6月19日(金)から7月4日(土)まで(日曜を除く14日間)
午前9時から午後5時まで

イ 利用者数

78人

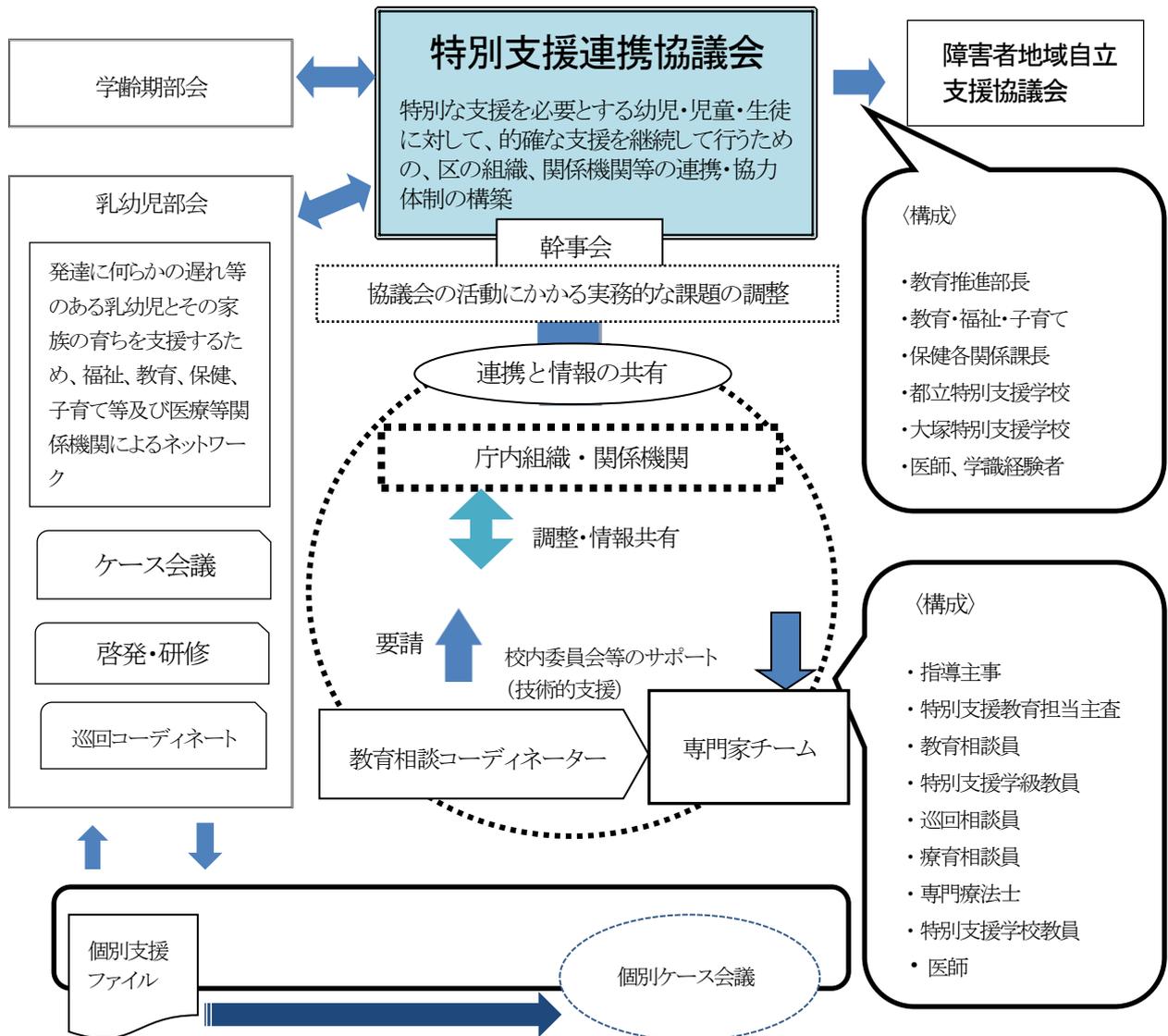


第7章 特別支援連携協議会

1 概要

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する特別支援教育及び保育の推進に向け、学校、福祉、保健、医療等の関係諸機関の連携による適切な支援を行うため、平成23年度より「特別支援連携協議会」(※平成26年度までは「特別支援教育連携協議会」)を設置した。

【文京区特別支援連携協議会関係組織図】



2 特別支援連携協議会の開催

平成27年12月に第1回協議会を開催し、①特別支援連携協議会概要や経過、取組み、②マイ・ファイル「ふみの輪」について、③専門家チーム活動状況について、④教育指導課の取組み状況について、⑤各関係機関における特別支援教育に関する取組みについて、説明や協議、情報交換等を行った。

3 特別支援連携協議会乳幼児部会(旧：乳幼児発達支援連絡会)

区内の発達の遅れや障害等のある乳幼児とその家族を囲む、関係機関同士の連携体制を構築し、支援情報を共有することで、切れ目のない一貫した支援を実現することを目的に設置した。

- (1) 部会(1回開催)
- (2) ケース会議(2回開催)
- (3) 区民向け講演会(1回開催)
- (4) 職員向け研修会(1回開催)
- (5) マイ・ファイル「ふみの輪」

- ・支援が必要な区民の療育歴や発育歴などの情報を、段階に応じた的確に引き継ぎ、支援者が変わっても、切れ目のない一貫した支援を行うために作成した。
- ・教育センター利用児及び区内公私立幼稚園・保育園全園、区立小中学校、都立北特別支援学校、都立王子第二特別支援学校、都立王子特別支援学校、筑波大学附属大塚特別支援学校に配布した。
- ・教育センター利用者向けに、作成ガイダンスを開催した。

4 専門家チームの派遣

専門家チームは、学校からの派遣要請により、対象児に対する専門的判断・教育的対応への専門的意見の提示・助言、学校等における支援会議等の運営支援、個別の教育支援計画や個別の同計画の作成支援など、教育現場に対する技術的支援を実施した。

[実績]

派遣依頼 27件 派遣回数 73回 延べ派遣人数 149名

第8章 自然科学教育事業

1 概要

観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通して、子どもたちの自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むことを目的として、専門指導員の学校派遣や児童・生徒対象の科学講座を実施した。

2 専門指導員の学校派遣 [担当：小野木 則夫]

(1) 出前授業

- ① ねらい 理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。
- ② 内容 理科の授業支援、教員対象理科実技研修の支援、実験器具の使い方の指導、単元で扱う実験の実技研修、科学クラブでの指導

回	実施日	学校名	内容	参加児童数	派遣指導員数
1	5月18日(月)	小日向台町小学校	いろいろなコマ/きらきらシャボン玉	20	2
2	5月22日(金)	柳町小学校	ミラクルベンハムコマ/キラキラシャボン玉	25	2
3	6月15日(月)	駒本小学校	浮沈子	12	2
4	6月23日(火)	柳町小学校	虹をみよう/おもしろ楽器	105	4
5	7月13日(月)	誠之小学校	フィルムケースオカリナ/T型グライダー	37	4
6	9月5日(土)	駕籠町小学校	閉じ込めた空気や水の変化/ゴムや風で物を動かそう	86	6
7	9月25日(金)	柳町小学校	やじろべえ/バランストンボ	25	2
8	10月26日(月)	小日向台町小学校	やじろべえ/バランストンボ	45	2
9	11月16日(月)	駒本小学校	クリスマスツリーを作ろう	12	2
10	12月14日(月)	誠之小学校	やじろべえ/バランストンボ	37	4
11	1月19日(火)	礪川小学校	電気・磁石の学習	44	2
12	1月29日(金)	柳町小学校	静電気の不思議	25	2
13	2月1日(月)	小日向台町小学校	電気クラゲ	24	2
14	2月8日(月)	駒本小学校	紙コップモーター	53	4
15	2月15日(月)	誠之小学校	電気クラゲ	41	4
16	2月18日(木)	礪川小学校	冷やした時の水の様子	66	2
17	2月22日(月)	本郷小学校	紙コップモーター	33	2
計				690	48

(2) 移動科学教室 [担当：森 秀一郎]

- ① ねらい 区立小学校PTA行事として、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。
- ② 内容 3つのコーナー(「制作・探求コーナー」「科学ショー」「体験コーナー」)で構成する(所要時間 60分～120分)

回	実施日	学校名	参加学年	参加児童数	参加保護者数
1	6月6日(土)	指ヶ谷小学校	2年生	22	39
2	6月13日(土)	小日向台町小学校	全学年	40	37
3	6月28日(日)	汐見小学校	2年生	40	68
4	7月4日(土)	千駄木小学校	全学年	41	64
5	10月28日(水)	柳町小学校	2年生	50	33
6	10月31日(土)	汐見小学校	3年生	30	15
7	11月14日(土)	汐見小学校	4年生	37	32
8	11月14日(土)	柳町小学校	3年生	92	52
9	12月2日(水)	林町小学校	全学年	110	73
10	12月5日(土)	金富小学校	5・6年生	60	38
11	1月30日(土)	指ヶ谷小学校	3年生	73	63
12	2月21日(日)	誠之小学校	全学年	102	77
計				697	591

3 児童・生徒対象の科学講座

(1) やってみましょう楽しい実験

- ① ねらい 基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育む。
- ② 対象 区内在住・在学の5歳以上の幼児、小・中学生(小学2年生以下は保護者同伴)

回	実施日	時間	内容	参加者
1	4月25日(土)	午前	○ミジンコの不思議発見	27
		午後	○キラキラシャボン玉をつくろう ○パラグライダーをつくろう	33
2	6月20日(土)	午前	○海ホテルの不思議	31
		午後	○ガラスビーズ顕微鏡をつくろう ○フズリナ標本をつくろう	33
3	8月29日(土)	午前	○夏の星座	35
		午後	○土の中の生き物を探そう ○水の不思議	38
4	10月17日(土)	午前	○チリメンモンスターを見つけよう	36
		午後	○空気の不思議 ○おもしろ楽器をつくろう	40
5	12月12日(土)	午前	○クリスマスツリーをつくろう	56
		午後	○プラコプターをつくろう ○光の不思議	56

6	2月20日(土)	午前	○冬の星座 ○静電気で遊ぼう ○科学でお絵かきしよう	27
		午後		36
計				448

(2) 親子理科教室

- ① ねらい 親子でのものづくりを通じ、自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高める。
 ② 対象 区内在住・在学の小学1～3年生と保護者

回	実施日	時間	内容	参加者
1	5月16日(土)	午前	万華鏡をつくろう	48
		午後		48
2	7月11日(土)	午前	回り灯籠をつくろう	52
		午後		52
3	9月19日(土)	午前	ホバークラフトをつくろう	50
		午後		48
4	11月7日(土)	午前	キッチンの科学遊び	44
		午後		42
5	1月16日(土)	午前	モビールをつくろう	48
		午後		46
6	3月12日(土)	午前	ゴムで動くおもちゃをつくろう	54
		午後		42
計				574

(3) 科学教室

- ① ねらい 自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育む。
 ② 対象 区内在住・在学の小学3年生～中学生

回	実施日	時間	内容	参加者
1	5月9日(土)	午前	いろいろな電池をつくろう 葉脈標本をつくろう ※1回に2講座実施	37
		午後		43
2	6月6日(土)	午前	魚のからだのしくみ	23
3	7月18日(土)	午前	化石のレプリカをつくろう 太陽系と宇宙 ※1回に2講座実施	31
		午後		30
4	7月29日(水)	午前	熱エネルギーの利用	20
		午後		24
5	8月1日(土)	午前	電子工作をしよう(中学生対象)	18
6	10月24日(土)	午前	ミニ水槽で生態系をつくろう 化学マジック ※1回に2講座実施	23
		午後		29
7	11月28日(土)	午前	低温の世界	21
		午後		22

8	12月19日(土)	午前	ロウソクの科学	※1回に2講座実施	26
		午後	天文の授業		19
9	1月7日(土)	午前	酸・アルカリと化学反応(中学生)		11
10	1月23日(土)	午前	燃焼の科学		13
		午後		20	
11	2月6日(土)	午前	野鳥観察をしよう		29
12	2月27日(土)	午前	よく飛ぶ「紙コプター」をつくろう (お茶の水大学連携番外講座)		17
13	3月5日(土)	午前	空気の科学		28
		午後		25	
14	3月30日(木)	午前	電子顕微鏡でミクロの世界を探検 (電子顕微鏡学会連携特別講座)		18
		午後		18	
15	3月31日(金)	午前		18	
		午後		15	
計					578

(4) 子ども科学カレッジ

- ① ねらい 地域大学等連携事業として、大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験する。
- ② 対象 区内在住・在学の小学4年生～中学生

回	実施日	時間	内容・講師	参加者
1	4月18日(土)	午後	広がる宇宙の姿 講師：東京大学教授 土居 守 氏	16
2	5月30日(土)	午後	海がきれいなキンギョの話 (会場：東京大学) 講師：東京大学教授 金子 豊二 氏	26
3	6月13日(土)	午後	アジアモンスーンと日本の気候 講師：宮城大学助教 高橋 信人 氏	8
4	7月4日(土)	午後	ミクロの世界をのぞこう (会場：日本女子大学) 講師：日本女子大学教授 永田 典子 氏	28
5	7月25日(土)	午後	おいしい食べ物とは?(会場：東京大学) 講師：東京大学教授 三坂 巧 氏	18
6	8月1日(土)	午後	植物の声を聞く ～植物診断ロボット～ 講師：愛媛大学准教授 高山 弘太郎 氏	14
7	8月22日(月)	午後	コンピュータは虫めがね ～未来の電池の中身を覗く～ 講師：東京大学助教 安藤 康伸 氏	10
8	8月28日(金)	午後	電子レンジと科学実験の意外な関係 講師：お茶の水女子大学教授 森 義仁 氏	7
9	9月12日(土)	午後	僕らの都市(まち)のつくり方 (会場：東京大学) 講師：東京大学助教 飯田 晶子 氏 東京大学特任助教 後藤 智香子 氏 東京大学特任助教 中島 伸 氏	11

10	10月10日(土)	午後	素粒子とは何か 講師：お茶の水女子大学助教 河野 能知 氏	41
11	10月29日(土)	午後	グラスハーブで体験ー音と波ー (会場：日本女子大学) 講師：日本女子大学助教 夏目(栗原) ゆうの 氏	19
12	11月21日(土)	午後	ロボット技術を応用した福祉機器を体験してみよう 講師：中央大学准教授 諸麥 俊司 氏	26
13	1月9日(土)	午後	脳はうそつき 講師：中央大学教授 壇 一平太 氏	24
14	3月26日(土)	午後	宇宙から学ぶものの見方・考え方 講師：東京農工大学准教授 岩田 陽子 氏	20
計				268

(5) 夏休み自由研究支援

- ① ねらい 専門指導員が、自然科学(理科)自由研究等への助言・支援を行う。
- ② 対 象 区内在住・在学の小・中学生
- ③ 期 間 8月17日(月)～8月21日(金) 9:00～17:00
- ④ 参加者 24名

4 スクール・モバイルミュージアム(移動博物館)

「最先端の学術研究の成果を子どもたちへ」をコンセプトとして、東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センター大学連携事業室で展示するとともに、研究者による講座、トークイベント等を実施する。

期	開催期間	内容	入場者数
前期	平成27年6月11日(木)～ 11月14日(土) 9:00～17:00	「鶏づくし」 展示監督：東京大学総合研究博物館教授 遠藤 秀紀 氏 ◇東大夢教授・遠藤秀紀のお話し会 ・平成27年7月4日(土)14:30～15:30 「ニワトリの身体の謎に挑戦」 ・平成27年7月22日(水)14:30～15:30 「恐竜の子孫＝ニワトリを愛する人間たち」 ・平成27年9月5日(土)14:30～15:30 「解剖学最前線 死後も活躍する動物たち」	1,799
後期	平成27年12月19日(土)～ 平成28年5月28日(土) 9:00～17:00	「資源がなくなるということ ーナウル共和国の歴史と地球・宇宙の資源ー」 監修：東京大学総合研究博物館准教授 宮本 英昭 氏 ◇ギャラリートーク ・平成27年12月28日(月)10:30～11:30 東京大学総合研究博物館准教授 宮本 英昭 氏 ・平成28年1月30日(土)14:30～15:30 東京大学総合研究博物館特任助教 新原 隆史 氏 ・平成28年2月27日(土)14:30～15:30 東京大学総合研究博物館特任助教 新原 隆史 氏 ・平成28年5月21日(土) 東京大学総合研究博物館准教授 宮本 英昭 氏	770

第9章 情報科学教育事業

1 概要

コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることを目的に、児童・生徒対象の「子どもパソコン教室」を実施するとともに、保護者対象の「のんびりパソコンルーム」を開催した。

2 子どもパソコン教室（児童・生徒対象）

- (1) ねらい 児童及び生徒が様々なソフト等を活用してパソコンに慣れ親しみ、パソコン教育に理解を深め、健全な情報リテラシーを身に付ける。
- (2) 対 象 区内在住・在学の小・中学生(小学2年生以下は保護者同伴)

回	実施日	時間	内容	参加者
1	4月18日(土)	午前	アルゴリズム①	12
		午後		10
2	5月16日(土)	午前	パソコンでペーパークラフトをつくろう①	14
		午後		11
3	5月30日(土)	午前	バスケット①	12
		午後		13
4	6月13日(土)	午前	パソコンでマイポスターをつくろう①	16
		午後		12
5	6月27日(土)	午前	スクラッチ①	8
		午後		9
6	7月11日(土)	午前	パソコンでマイうちわをつくろう	12
		午後		13
7	7月25日(土)	午前	パソコンでマイプリントTシャツをつくろう①	6
		午後		4
8	8月22日(土)	午前	パソコンでマイプリントTシャツをつくろう②	7
		午後		4
9	8月29日(土)	午前	アルゴリズム②	7
		午後		13
10	9月19日(土)	午前	パソコンでマイフォトブックをつくろう①	9
		午後		4
11	9月26日(土)	午前	バスケット②	6
		午後		8
12	10月24日(土)	午前	パソコンでペーパークラフトをつくろう②	6
		午後		7
13	10月31日(土)	午前	スクラッチ②	7
		午後		4
14	11月14日(土)	午前	パソコンでマイポスターをつくろう②	6
		午後		8
15	11月28日(土)	午前	パソコンでマイカレンダーをつくろう①	6
		午後		9

16	12月5日(土)	午前	パソコンで年賀状をつくろう	6
				6
17	12月19日(土)	午前	パソコンでマイカレンダーをつくろう②	8
		午後		7
18	1月23日(土)	午前	アルゴリズム③	4
		午後		13
19	1月30日(土)	午前	スクラッチ③	3
		午後		3
20	2月13日(土)	午前	パソコンでペーパークラフトをつくろう③	9
		午後		10
21	2月27日(土)	午前	パソコンでマイフォトブックをつくろう②	10
		午後		5
22	3月12日(土)	午前	ビスケット③	8
		午後		10
計				365

3 のんびりパソコンルーム (保護者対象)

- (1) ねらい 保護者がパソコンの操作方法や楽しみ方を習得し、親子のコミュニケーションを図るツールとしての活用や、コンピュータ教育への理解を深めてもらう。
- (2) 対 象 区内在住・在学の幼児、小学生、中学生とその保護者でパソコン初心者
- (3) 内 容 自分で作りたいイメージを持ち込み、Excel や Word などのソフトを使用して文書や表などを作成する。
- (4) 実施日 毎週木曜日 午前10時～正午
- (5) 参加者 延べ42名

第10章 健康・体力増進事業

1 概要

お茶の水女子大学及び順天堂大学と連携し、学校・園、家庭との連携の充実を図り、幼児・児童等の健康増進及び体力向上を図る。また、都立駒込病院と連携し、小・中学生及び保護者等対象のがん教育を実施し、がんに対する理解促進を図る。

2 幼児の体力向上事業

(1) 趣旨

生涯を通じて運動に親しもうとする意欲をもつ園児を育成する。

(2) 連携先

お茶の水女子大学

(3) 実績

- ① 身体能力調査（体力調査）10園
- ② 身体活動量調査 10園
- ③ 介入調査 3園
- ④ 体力向上アドバイザー派遣10園
- ⑤ 各園の「文京区幼児体力向上推進プラン」及び「文京区幼児期運動指針2」の作成

3 児童の体力向上事業

(1) 趣旨

生涯を通じて運動に親しもうとする意欲をもつ児童を育成する。

(2) 連携先

順天堂大学

(3) 実績

- ① 体力向上アドバイザー・指導員派遣 93回
- ② 東京都児童・生徒体力・運動能力調査結果分析
- ③ 体力向上プランへの指導・助言

4 健康相談

(1) 趣旨

児童の生活習慣改善や肥満・偏食等個別の健康課題の改善を図るため、「健康トレーナー」を配置し、巡回相談等による指導・助言を行う。

(2) 連携先

順天堂大学

(3) 内容

- ① 健康トレーナー派遣 99回
- ② 「健康トレーナー通信」による意識啓発 5回発行

5 健康教室

(1) 趣旨

「生活習慣改善」をテーマにした講座の開催を通して、保護者への意識啓発を図る。

(2) 連携先

順天堂大学

(3) 内容

回	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	11月21日 (土)	【運動】「アタマを鍛える運動」 順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科准教授 涌井 佐和子 氏	30
2	1月30日(土)	【食事】「子どもの可能性を引き出す栄養・食事術」 順天堂大学小児科学講座非常勤助手 本田 由佳 氏	29
3	2月13日 (土)	【睡眠】「成長障害ー背が低い、背が高い・・・専門医に相談するポイントは？ー睡眠や運動など、生活習慣と成長を考えるー」 順天堂大学小児科学講座准教授 田久保 憲行 氏	48

6 がん教育の推進

(1) 趣旨

がんと喫煙などとの関係や治療方法、検診の重要性に関する知識を身に付けるとともに、健康問題や医療の現状、命の大切さなどを総合的に学習する機会の充実を図り、がんに関する知識の普及啓発を進め、児童・生徒の健やかな成長を促す。

(2) 連携先

がん・感染症センター都立駒込病院

(3) 実施校・講師等

	実施校	実施日	対象	講師
1	明化小学校	6月11日(木)	5・6年生 学校保健委員会	都立駒込病院院長 蔦巣 賢一 氏
2	本郷小学校	6月30日(火)	6年生	都立駒込病院院長 蔦巣 賢一 氏
3	昭和小学校	7月4日(土)	6年生	都立駒込病院院長 蔦巣 賢一 氏
4	第十中学校	7月11日(土)	全校	都立駒込病院副院長 神澤 輝実 氏
5	第六中学校	10月8日(木)	全校	都立駒込病院副院長 黒井 克昌 氏
6	青柳小学校	10月13日(火)	6年生	都立駒込病院副院長 黒井 克昌 氏
7	窪町小学校	11月4日(水)	6年生	都立駒込病院副院長 神澤 輝実 氏
8	汐見小学校	1月22日(金)	6年生	都立駒込病院副院長 黒井 克昌 氏
9	音羽中学校	2月13日(土)	全校	都立駒込病院副院長 神澤 輝実 氏
10	誠之小学校	2月18日(木)	6年生	都立駒込病院院長 蔦巣 賢一 氏

第11章 地域・大学連携協働デスク事業

1 概要

教育資源である区内大学やNPO等からの提案や情報提供を受け、それらを幼稚園・小学校・中学校等の教育活動に活用し、児童・生徒に多様で豊かな教育環境を提供するために、区内大学やNPO等と教育委員会を結ぶ窓口として教育センターに「地域・大学連携協働デスク」を設置する。

2 実施状況

(1) インターメディアテク学校対象教育プログラム「アカデミック・アドベンチャー」

- ① 趣旨 教育センターと連携している東京大学総合研究博物館による該当施設を活用しての教育活動を支援することを通して、子どもたちに多様で豊かな教育環境を提供する。
なお、児童交通費を助成する。
- ② 連携先 東京大学総合研究博物館
- ③ 参加児童数 44名（湯島小学校第5学年）

(2) 個別学習相談（認知カウンセリング）

- ① 趣旨 個別学習相談により、生徒の授業の受け方や家庭での学習の仕方、勉強に対する考え方を診断し、学習のつまずきが生じた原因そのものを明らかにすることで、生徒が効果的な学習方法を自発的に使えるようにする。
- ② 連携先 東京大学大学院教育学研究科市川伸一研究室
- ③ 参加者数 10名

第12章 小・中学校連合行事事業

1 概要

区立の小・中学校の児童・生徒を対象に、平成27年度小学校及び中学校連合行事を、教育委員会・校長会・教育研究会の主催により実施した。

行事は、良質な演劇や音楽の鑑賞教室、体力及び技能の向上を目的とした陸上記録会・音楽会・展覧会、さらには、平素の学習成果やクラブ活動の成果を発揮する総合体育大会・連合演奏会・その他発表会等である。

事業の運営は担当部会の教員があたり、庶務・経理は教育センターが担当した。

2 実施状況

(1) 小学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
音楽鑑賞教室 (5年生)	5月12日(火) シビックホール	1,200人	歌劇「カルメン」より前奏曲 他3曲 楽器紹介・全員合唱「ビリーブ」 (公)東京フィルハーモニー交響楽団
演劇鑑賞教室 (3年生または 4年生)	6月18日(木) シビックホール	1,252人	「赤毛のアン」 劇団エンゼル
陸上記録会 (6年生)	10月22日(木) 六義公園運動場	1,186人	100m走・50m走・50mハードル走・ 走り高跳び・走り幅跳び・ 400mリレー
連合音楽会 (4～6年生)	11月20日(金) シビックホール	1,766人	合唱・合奏等
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月9日(火)～ 2月14日(日) 東京都美術館	85点	図工科・国語科(書写)

* 前年度実施の連合展覧会(区)は、隔年行事のため平成27年度実績はなし

(2) 中学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
音楽鑑賞教室 (3年生)	5月8日(金) シビックホール	722人	歌劇「アイダ」より「凱進行進曲」 他3曲 楽器紹介(アンサンブル) (公)東京フィルハーモニー交響楽団
吹奏楽講習会 (全学年)	5月17日(日) 第三中学校	207人	専門家による各楽器の講習 一・三・六・八・九・十・茗台・ 本郷台・音羽中学校
都行事 吹奏楽コンクール (選抜)	8月2日(日)～ 8月8日(土) 府中の森芸術劇場 練馬文化センター	214人	課題曲・自由曲 一・六・九・十・茗台・本郷台・ 音羽中学校
総合体育大会 (1・2年生)	8月19日(水)～ 8月21日(金) スポーツセンター ・総合体育館等	1,162人	バレーボール・バスケットボール・ ソフトテニス・バドミントン・ サッカー・卓球・剣道・野球
演劇鑑賞教室 (2年生)	10月23日(金) シビックホール	700人	「夏の庭 -The Friends-」 劇団東京芸術座
連合演奏会 (全学年)	10月24日(土) シビックホール	280人	自由曲・合同合唱
都行事 アンサンブルコン テスト(選抜)	1月23日(土)～ 1月24日(日) 府中の森芸術劇場	33人	自由曲 一・三・九・十・本郷台中学校
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月9日(火)～ 2月14日(日) 東京都美術館	226点	美術科、国語科(書写)、技術・家庭科

* 和楽器の指導は27年度実施なし

第13章 その他の事業

1 協定事業

(1) NPO法人 文京教育トラスト

NPO法人文京教育トラストが以下の事業を実施するにあたり、区立学校へのちらし印刷・配布などの広報支援等を協定に基づき実施した。

① はじめての英語教室、春期中学準備教室

小学生を対象に、ネイティブ等の講師から英語を学ぶ体験教室を実施した。

また、中学校での英語授業の準備として、小学6年生を対象とした春期中学準備教室を実施した。

ア 対象：小学生

イ 会場：第一中学校、文林中学校ほか

ウ 実施日

[はじめての英語教室：土曜日(午前)]

1学期 4月11日～7月18日

2学期 9月5日～12月19日

3学期 1月9日～3月19日

[春期中学準備教室]

3月30日～4月3日

エ 参加者数 延べ2,137人

② 中学生の活動支援

第一中・第三中・第十中・文林中に講師を派遣して、英語・数学の補習及び英検・数検・漢検の受検対策を行った。また、スポーツ活動の支援も行った。

文京区教育センター条例

平成二十六年十二月十一日

条例第三十一号

文京区教育センター条例（平成九年三月文京区条例第十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 教育の充実及び振興を図るため、文京区教育センター（以下「センター」という。）を東京都文京区湯島四丁目七番十号に設置する。

（事業）

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 教員の研修に関する事。
- 二 子どもの発達及び教育に係る相談に関する事。
- 三 科学教育の振興に関する事。
- 四 教育に関する調査及び研究に関する事。
- 五 教育に関する資料の整備及び活用に関する事。
- 六 センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めた事業

（職員）

第三条 センターに事務職員その他の必要な職員を置く。

（運営委員会）

第四条 センターの円滑な運営を図るため、文京区教育センター運営委員会を置く。

2 文京区教育センター運営委員会の運営等について必要な事項は、委員会規則で定める。

（休館日）

第五条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第六条 センターの開館時間は、午前八時三十分から午後六時三十分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第七条 施設等を使用しようとする者は、委員会規則で定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第八条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 センターの管理上支障があると認めるとき。
- 三 営利を目的とすると認めるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適當であると認めるとき。

(使用料)

第九条 第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第十一条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止等)

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第十三条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- 三 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第十五条 使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十六条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 委員会は、第十四条第四号に該当するときを除き、第八条に規定する施設等の使用の不承認又は第十四条に規定する施設等の使用の承認の取消し、使用の制限若しくは使用の停止によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の文京区教育センター条例別表に規定する施設等の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(文京区暴力団排除条例の一部改正)

3 文京区暴力団排除条例（平成二十四年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

別表（第九条関係）

一 施設の使用料

施設名	使用料	
	午前	午後
研修室1	八〇〇円	一、一〇〇円
研修室2	一、九〇〇円	二、五〇〇円
研修室3	九〇〇円	一、二〇〇円

備考

- 1 施設を使用することができる日は、月曜日から金曜日までとする。
- 2 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、同一施設について午前及び午後を継続して使用する場合は、午前九時から午後五時までとする。

午前 午前九時から午後零時まで

午後 午後一時から午後五時まで

二 附帯設備の使用料

種別	使用単位	使用料
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇円
音響セット	一式一回	五〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。

文京区教育センター条例施行規則

平成二十七年三月二十四日

文教委規則第十七号

文京区教育センター条例施行規則（平成九年三月文京区教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第二条 文京区教育センター（以下「教育センター」という。）の施設利用（条例第七条第一項の規定による施設使用を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教員が、教育上の研究及び研修を目的として利用する場合
- 二 文京区立幼稚園児及び小・中学校児童・生徒に、教育上の目的をもって利用させる場合
- 三 その他文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合

（使用申請）

第三条 条例第七条第一項の規定により教育センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文京区教育センター使用・減額・免除申請書（別記様式第一号。以下「使用申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

（申請の受付）

第四条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の一月前から使用日まで受け付ける。この場合において、使用日の一月前の日が条例第五条に定める休館日に当たるときは、その翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に定める場合は申請を受け付けることができる。

- 一 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。
- 二 前号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（使用の承認等）

第五条 施設等の使用の承認は、申請の順序による。ただし、同時の申請があったときは、抽選等の方法による。

2 委員会は、前項の規定により使用の承認（次条第一項の規定による使用の変更の承認を含む。）をしたときは、文京区教育センター使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「承認書」という。）を交付する。

3 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際、承認書を係員に提示しなければならない。

（使用の変更等）

第六条 使用者は、使用目的、使用年月日、使用しようとする施設等、使用単位その他の使用の承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をし、又は施設等の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区教育センター使用変更・還付申請書（別記様式第三号）又は文京区教育センター使用取消・還付申請書（別記様式第四号）に前条第二項の規定により交付を受けた承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、当該変更に係る承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の変更の申請は、一回に限り、変更前の使用日の三日前まで行うことができる。

3 第四条の規定は、使用の変更について準用する。

4 使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条 条例第十条の規定により、委員会が使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一 官公署が行政目的のために使用するとき。 五割減額

二 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。 免除

2 前項のほか、委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第八条 条例第十一条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合及び還付の額は、次に定めるとおりとする。

一 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

二 工事その他委員会の都合により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

三 使用日の三日前までに使用の変更の申請があった場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。 当該差額の五割相当額

四 使用日の三日前までに使用の取消しの申請があった場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。 五割相当額

五 前各号のほか、委員会が特に理由があると認めたとき。 全部又は一部の金額

2 前項第三号、第四号又は第五号の規定により還付を受けようとする者は、文京区教育センター使用変更・還付申請書又は文京区教育センター使用取消・還付申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用者の義務）

第九条 使用者は、施設等の使用に当たっては、係員の指示に従い、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第十条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の文京区教育センター条例施行規則第四条に規定する申請の受付その他の必要な準備については、この規則の施行の前においても行うことができる。

別記様式第1号(第3条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

以下のとおり申請します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により

備考

別記様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除承認書

文京区教育委員会 印

以下のとおり承認します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により

備考(変更・取消理由)

別記様式第3号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり使用の変更を申請します。

使用内容	変更前	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 (曜日)	午前 午後		円
	変更後	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 (曜日)	午前 午後		円
使用変更の理由					
文京区教育センター条例施行規則第6条第4項の規定により、差額 円を納付します。				使用料	円
				減免額	円
文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第3号の規定により、差額の5割相当額 円の還付を申請します。				既納額	円
				差 額	円

備考

--

別記様式第4号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり使用承認の取消しを申請します。

行事名			
使用日時		施設名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

取消理由	
------	--

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

納付額	円
還付金 文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第 号により	円

備考

別記様式第1号 (第3条・第7条関係)

別記様式第2号 (第5条・第6条・第7条関係)

別記様式第3号 (第6条・第8条関係)

別記様式第4号 (第6条・第8条関係)

文京区教育センター処務規則

昭和四十一年十月十二日

文教委規則第八号

改正 昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号 昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号
昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号 昭和五六年四月一日文教委規則第七号
昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号 昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号
平成元年三月二四日文教委規則第四号 平成九年三月二八日文教委規則第四号
平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号 平成一九年三月八日文教委規則第四号
平成二二年三月三十一日文教委規則第九号 平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号
平成二七年三月二四日文教委規則第一八号

(目的)

第一条 この規則は、文京区教育センター(以下「教育センター」という。)に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会)

第二条 文京区教育センター条例(平成二十六年十二月文京区条例第三十一号)第四条に基づく、教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員は、区立学校(園)長及び区立学校教諭、並びに教育局職員のなかから、文京区教育委員会(以下「委員会」という。)が命じ、又は委嘱する。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 一 委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。
- 二 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。
- 三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員会に、理事を置くことができる。

(参与)

第三条 教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。

(資料提出)

第四条 教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。

(係等の設置)

第五条 教育センターに次の係等を置く。

- 一 学校支援係
- 二 児童発達支援係
- 三 課務担当主査

(職員)

第六条 教育センターに次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 係長

2 教育センターに課務担当主査(以下「主査」という。)及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。

(資格及び任免)

第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。

2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。

3 前二項以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。

(職責)

第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、上司の命を受け、担当事務を分掌する。

3 主査は、上司の命を受け、教育センターの事務のうち特定の事務を処理する。

4 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。

(所掌事務)

第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

学校支援係

- 一 教育センター運営委員会に関すること。
- 二 公印の管守及び文書に関すること。
- 三 予算、決算及び経理に関すること。
- 四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。
- 五 教科書センターに関すること。
- 六 教育資料に関すること。
- 七 調査研究に関すること。
- 八 教育機器に関すること。
- 九 幼児教育の支援に関すること。
- 十 教員の研修に関すること。
- 十一 教育相談に関すること。
- 十二 庁中取締りに関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。

児童発達支援係

一 児童発達支援センターに関すること。

課務担当主査

一 科学教育に関すること。

二 健康教育に関すること。

課務担当主査

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

二 児童発達支援センターに関すること。

(所長の決定対象事案)

第十条 所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。

(一) 教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関する
こと。

(二) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。

(三) 教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。

(四) 教育センターに関係する相互間の常例的連絡調整に関すること。

(五) 区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。

(六) 教育センターの業務に関係する職員の報酬、給与、旅費、公務災害補償等の請求及び支給に関する
こと。

(七) 教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。

(八) 常例の広報に関すること。

(九) 教育センターの維持管理及び保安に関すること。

(十) 前九号のほか、常例的事項に関すること。

(事案決定の臨時代行)

第十一条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事案を決定することができる。

2 前項により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。

3 第一項及び第二項の規定により、決定を行なつた者は、その事案について、所長に報告しなければならない。

(その他の職員)

第十二条 教育センターに第六条に掲げる職のほか、次の職を置くことができる。

一 研究員

二 専門指導員

- 三 講師
- 四 司書
- 五 相談員
- 六 医師
- 七 看護師

2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

(報告)

第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

(準用)

第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。

2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。

付 則

この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。

付 則(昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号)

この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

付 則(昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。

付 則(昭和五六年四月一日文教委規則第七号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

付 則(昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則(昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則(平成元年三月二四日文教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付 則(平成九年三月二八日文教委規則第四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則(平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則(平成一九年三月八日文教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年三月三十一日文教委規則第九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則(平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則(平成二七年三月二四日文教委規則第一八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

文京区教育センター総合相談事業運営要綱

27 文教教セ第 10 号 平成 27 年 4 月 1 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく総合相談事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 乳幼児及び児童・生徒（以下「児童等」という。）に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待（ネグレクトを含む）、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、学校・園、保護者及び児童等への支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 事業において行う業務は、以下の通りとする。

- (1) 総合相談室の運営
- (2) スクールカウンセラーの配置
- (3) 「ふれあい学級」（適応指導教室）の運営
- (4) スクールソーシャルワーカーの配置
- (5) 保育園等巡回相談
- (6) 育成室巡回相談
- (7) 学校巡回相談
- (8) 言語聴覚士等派遣事業
- (9) 学校と家庭の連携推進事業

2 前項(2)～(4)及び(7)～(9)の学校支援に係る事業を効果的に実施するために、教育指導課指導主事と連携し、かつ、各業務のコーディネーターや相談窓口として事業を調整する統括指導主事及び常勤心理職を「教育相談コーディネーター」として位置づける。

(総合相談室)

第 4 条 子どもの発達及び教育に係る悩みを持つ、区の区域内に在住又は在学の乳幼児及び児童等とその保護者及び教職員に対して、相談活動及び心理的援助・発達支援を行うため、総合相談室を開設する。

2 総合相談室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 面接相談に関すること。
- (2) 電話相談に関すること。
- (3) 機能訓練及びグループ指導等に関すること。
- (4) 子どもの発達及び教育の相談に係る啓発及び普及に関すること。

(スクールカウンセラー)

第 5 条 区立小学校及び区立中学校において、児童等、その保護者及び教員への心理的援助、相談活動等を行うため、区立小学校、区立中学校及びふれあい学級にスクールカウンセラーを配置する。

2 スクールカウンセラーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童等及びその保護者の相談に関すること。
- (2) 教員に対するコンサルテーションに関すること。
- (3) 相談活動及び心理教育の啓発活動に関すること。

3 都におけるスクールカウンセラーの勤務等については、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱（平成 13 年 3 月 12 教指企第 623 号）に定めるとおりとする。

(「ふれあい学級」（適応指導教室）)

第 6 条 心理的理由等により長期にわたり不登校となっている児童等を対象に、通常の学校とは異なる環境における学習活動及び集団適応活動を行うことにより、当該児童等の自立の促進及び学校生活への復帰を支援する場として、特設の学級「ふれあい学級」を設置する。

2 ふれあい学級の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校等学校不適応の児童等の支援に関すること。

- (2) 入級手続に関すること。
- (3) 児童等の個別指導計画の作成に関すること。
- (4) 学校、保護者及び関係機関との連携に関すること。

(スクールソーシャルワーカー)

第7条 学校・家庭・関係機関等の連携・調整及び児童等を取り巻く環境の改善を図るコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを置く。

2 スクールソーシャルワーカーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童等が置かれた環境の改善に関すること。
- (2) 関係機関等の連携・調整・情報交換等、ネットワークの活用に関すること。
- (3) 児童等・保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供に関すること。

(保育園等巡回相談)

第8条 保育園・幼稚園等(以下「保育園等」という。)の職員に対し、乳幼児の保育に係る相談・助言及び情報提供を行うことにより、乳幼児の障害の早期発見及び早期療育の充実を図ることを目的として、保育園等巡回相談員を派遣する。

2 保育園巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育園・幼稚園の職員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 発達障害等の支援に係る啓発に関すること。

(育成室巡回相談)

第9条 特別な支援を必要とする児童が在籍する育成室等の職員に対し、保育内容の充実を目的とした指導や助言をするとともに、個別指導計画の作成支援等を行うため、育成室巡回相談員を派遣する。

2 育成室巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 育成室等の職員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 個別指導計画の作成支援等に関すること。

(学校巡回相談)

第10条 通常の学級に在籍するLD等の児童等に対する指導内容及び方法に関し、教員に対する指導又は助言を行うために、区立小・中学校へ学校巡回相談員を派遣する。

2 学校巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 特別支援教育に係る啓発に関すること。

(言語聴覚士等派遣事業)

第11条 特別支援学級並びに通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童等に対する指導内容及び方法に関し、教員に対する指導又は助言を行うために、言語聴覚士、音楽療法士、作業療法士等を派遣する。

2 派遣する言語聴覚士等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 特別支援教育に係る啓発に関すること。

(学校と家庭の連携推進事業)

第12条 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」を配置する。

2 家庭と子供の支援員は、不登校等の生活指導上の課題をもつ児童等への個別支援を行うとともに、校内連携に関することを職務とする。

(専門職員等)

第13条 事業の実施に当たり、臨床心理士・臨床発達心理士またはそれに相当する心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教諭、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、医師等の専門職員を置く。

2 ふれあい学級に、東京都公立学校非常勤教員相当の者を専門指導員として任用する。

3 家庭と子供の支援員は、教育相談に理解があり家庭と子供の支援員になることを希望する者のうちから委員会が選考し、委嘱する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

学校と家庭の連携推進事業実施要領

平成 22 年 3 月 31 日 教育推進部長決定

平成 23 年 3 月 31 日 改正

(目的)

- 1 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という）を配置する。

(活動内容)

- 2 支援員は、学校に配置し、以下の活動を行うものとする。
 - (1)登校時の家庭訪問による児童・生徒の出迎え及び保護者の相談に対する助言
 - (2)登校後の児童・生徒への保健室・相談室での個別指導・相談
 - (3)保健室・相談室登校から教室登校へのサポート
 - (4)児童・生徒の不登校・人間関係に起因する問題行動・虐待等の改善や未然防止に向けた学校と保護者との連絡及び保護者の子育てに関する相談

(配置)

- 3 支援員の配置は、次のように行う。
 - (1)教育相談コーディネーターは、中学校ふれあいサポーターの登録者その他の者から適任者を選定し、面接を通じて決定する。
 - (2)支援員の配置は、原則として1日4時間、週3回、30週分とし、当該校との打ち合わせを経て開始する。
 - (3)謝礼は、交通実費相当額を含めて、1時間当たり1,000円とする。ただし、送迎等に係る距離等を勘案し、1時間当たり1,100円とすることができる。
 - (4)謝礼の支払いは、学校長から提出された勤務実績報告書(別紙様式)に基づき、1月分を翌月に振り込むものとする。

(保険)

- 4 支援員は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会のボランティア保険又は、大学等で指定するボランティア活動保険等に加入する。

(庶務)

- 5 本事業の庶務は、文京区教育センターにおいて処理する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

文京区スクールソーシャルワーカー運営要領

22 文教セ第 227 号 平成 22 年 9 月 30 日 教育推進部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター総合教育相談事業運営要綱第 8 条に規定するスクールソーシャルワーカーの業務について、その細則を定めるものである。

(職制)

第 2 条 スクールソーシャルワーカーは、文京区教育センター所長が指揮監督する。

2 総合教育相談コーディネーターは、スクールソーシャルワーカーの業務を統括する。

(職務)

第 3 条 スクールソーシャルワーカーは、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)に在籍する児童・生徒(以下「児童等」という。)について、児童等とこれを取り巻く環境との接点を調整することにより、児童等を取り巻く環境の改善を図るとともに、学校等、保護者及びその他関係者が自ら対処する能力を高めることができるよう支援する。

2 スクールソーシャルワーカーは、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 児童等、保護者及び教職員等に対する相談、支援、情報提供を行うこと
- (2) 学校等における教育環境の整備及び支援体制の構築について、教育現場を支援すること
- (3) 教職員等に対する研修を行うこと
- (4) 関係機関とネットワークを構築し、あるいは連携し、又は調整を行うことにより、総合的、多面的な対応ができる体制を構築すること

(情報の収集)

第 4 条 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等、その他の関係機関及び関係者から資料の提供を受け、若しくは報告又は意見を求めることができる。

2 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等と連携して、保護者から情報を収集することができる。

(秘密の保持)

第 5 条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知りえた秘密又は個人情報を他人又は他の機関に提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令等に基づいて提供する場合
- (2) 文京区要保護児童対策地域協議会において調整を図り、関係者あるいは関係機関が連携する場合
- (3) 前 2 号の他、スクールソーシャルワーカーがその職務を遂行するため必要がある場合であって、情報共有及び守秘義務に関する協定の締結等、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策が確保されている場合。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

文京区特別支援連携協議会設置要綱

27 文教教セ第 1151 号平成 27 年 9 月 9 日教育長決定

28 文教教セ第 23 号平成 28 年 4 月 1 日一部改正

(設置)

第 1 条 区の組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）の連携・協力体制を構築し、区の区域内に住所を有する幼児、児童及び生徒（以下「対象児」という。）について、発達の遅れや障害等を早期に把握するとともに、一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を継続して行うため、文京区特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため次に定める事項を所掌する。

- (1) 関係機関等の連携・協力及び情報共有体制の構築に関する事項
- (2) 小学校及び中学校（以下「学校」という。）における特別支援教育の支援に関する事項
- (3) 幼稚園及び保育園等（以下「園」という。）における特別支援教育及び保育の支援に関する事項
- (4) 障害児等の支援内容の調整に関すること。
- (5) 障害児等の支援に関わる者の能力開発及び区民等への普及啓発に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 協議会は、代表者会議、部会、個別ケース会議及び専門家チームで構成する。

(構成)

第 4 条 協議会は、別表第 1 に掲げる機関、関係団体、教育及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育推進部長の職にある者を、副会長は教育センター所長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第 5 条 代表者会議は、別表第 2 に掲げる者をもって構成する。

- 2 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 対象児の支援に係るシステム全体に関すること。
 - (2) 部会からの活動状況の報告と評価に関すること。
- 3 代表者会議は、会長が召集し、会長がこれを主宰する。

(部会)

第 6 条 部会は、乳幼児部会及び学齢期部会の二部制とし、別表第 3 及び 4 に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を代表者会議に報告するものとする。
 - (1) 支援等についての情報交換及び状況把握に関すること。
 - (2) 支援等に係る調査、研究及び啓発活動に関すること。
 - (3) その他の支援に関すること。
- 3 部会は、必要に応じて副会長が召集し、副会長が指名した者がこれを主宰する。

(ケース会議)

第 7 条 副会長は、障害児等に対する支援内容の調整等を行うため、ケース会議を開催することができる。

2 ケース会議の構成は、別表第3に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの総合相談担当が調整する。

(専門家チーム)

第8条 特別支援教育に係る技術的な支援を行う組織として専門家チームを置き、必要に応じて園及び学校に派遣する。

2 専門家チームは、次に掲げる事項を所掌し、その結果を代表者会議に報告するものとする。

(1) 対象児の状態に関する判断及び教育的対応への専門的意見の提示、助言。

(2) 園及び学校等における支援会議等の運営支援。

(3) 園及び学校等における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援。

3 専門家チームの構成は、別表第2に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの教育相談コーディネーターが調整する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(所掌事項等の見直し)

第10条 協議会の所掌事項及び協議会の構成等については、協議会の活動状況を踏まえて必要な見直しを行う。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員及び構成員であった者は、協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 協議会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

特別支援連携協議会関係機関等

関係機関等	機関名等
文京区教育委員会	教育推進部
	教育推進部教育センター
	教育推進部教育指導課
	教育推進部児童青少年課
	区立幼稚園
	区立小学校
	区立中学校
文京区	福祉部障害福祉課
	子ども家庭部子育て支援課
	子ども家庭部幼児保育課
	子ども家庭部子ども家庭支援センター
	区立保育園
	保健衛生部健康推進課 保健衛生部保健サービスセンター
特別支援学校	都立王子特別支援学校
	都立王子第二特別支援学校
	都立北特別支援学校
	筑波大学附属大塚特別支援学校
区内医師会	小石川医師会
	文京区医師会
私立幼稚園、保育園	私立幼稚園連合会
	私立保育園園長会
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者

別表第2（第5条関係）

特別支援連携協議会代表者会議委員

所 属	職名
文京区教育委員会	教育推進部長
	教育推進部教育センター所長
	教育推進部教育指導課長
	教育推進部児童青少年課長
	区立幼稚園園長会会長
	区立小学校校長会会長
	区立中学校校長会会長
文京区	福祉部障害福祉課長
	子ども家庭部子育て支援課長
	子ども家庭部幼児保育課長
	区立保育園長会代表
	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
	保健衛生部健康推進課長
	保健衛生部保健サービスセンター所長
特別支援学校	都立王子特別支援学校校長
	都立王子第二特別支援学校校長
	都立北特別支援学校校長
	筑波大学付属大塚特別支援学校校長
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者2名以内

別表第3（第6条関係）

特別支援連携協議会乳幼児部会員

所 属	職名	
文京区教育委員会	教育センター	教育センター所長
	教育センター	総合相談担当主査
	教育センター	総合相談担当（心理）
	教育センター	学校支援係主査
	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	区立幼稚園	区立幼稚園代表
文京区	区立保育園	区立保育園代表
	子ども家庭部子ども家庭支援センター	児童相談係長
	保健衛生部保健サービスセンター	保健指導係長
私立幼稚園、保育園	私立幼稚園	私立幼稚園代表
	私立保育園	私立保育園代表
医療関係	医療機関	医療機関代表
	小石川医師会	小石川医師会代表
	文京区医師会	文京区医師会代表
特別支援学校	筑波大学付属大塚特別支援学校代表	

別表第4（第6条関係）

特別支援連携協議会学齢期部会員

所 属		職名
文京区教育委員会	教育センター	教育センター所長
	教育センター	統括指導主事
	教育センター	総合相談担当主査
	教育センター	総合相談担当（心理）
	教育センター	学校支援係主査
	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	育成室	指導員
	区立小学校	教員
	区立中学校	教員
文京区	子ども家庭部子ども家庭支援センター	児童相談係長
特別支援学校	筑波大学附属大塚特別支援学校	教員
その他	医師、学識経験者その他副会長が必要と認めた者	

別表第5（第7条関係）

専門家チームの構成員

所 属		職 名
教育推進部	教育センター	総合相談員、専門療法士
	教育指導課	指導主事、特別支援教育担当主査
	通級学級（小学校・中学校）	教員
	巡回相談事業	巡回相談員
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学附属大塚特別支援学校	教員
	その他	医師

文京区適応指導教室運営要領

23 文教教セ第 371 号	平成 24 年 3 月 30 日	教育推進部長決定
24 文教教セ第 374 号	平成 25 年 3 月 29 日	教育推進部長決定
27 文教教セ第 1987 号	平成 27 年 10 月 1 日	教育推進部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱（27 文教教セ第 10 号 平成 27 年 4 月 1 日教育長決定）第 6 条の規定により設置するふれあい学級（適応指導教室）（以下「学級」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 学級は、心理的要因等により不登校状態となりあるいはその恐れのある児童・生徒について、情緒の安定、集団生活への適応、基本的な生活習慣の改善、基礎学力の補充等のための相談・適応指導（学習支援を含む。以下同じ。）を行うことにより、児童・生徒の学校復帰を支援するとともに、社会的自立を促すことを目的とする。

2 学級は、前項の児童・生徒を支援するため、総合相談事業内の不登校対応チームその他関係機関と連携し、学校、家庭等に対する助言、援助を行う。

(対象者)

第 3 条 教育センター所長は、次の者を入級させることができる。

- (1) 文京区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する、小学校 4 年生から中学生までの児童・生徒であって、長期に学校を欠席している者その他本人及び保護者が希望する者
- (2) その他、教育センター所長が特に認める者

(入級)

第 4 条 入級を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式 1 により教育センター所長に入級の申し込みをしなければならない。

- 2 学級は、入級を希望する児童・生徒に対し、前項の申し込み在先立ち体験通級をさせることができる。
- 3 学級は、児童・生徒の入級に際して、本人及び保護者と在籍校との関係の調査や当事者の意向を確認するほか、学級指導員、在籍校関係者等による入級支援会議を開催して児童・生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）に努めるものとする。
- 4 小学校に在籍する児童の通級は、安全管理上、保護者の送迎による。ただし、保護者による送迎が困難な事由がある場合に限り、別記様式 2 により教育センター所長に送迎の代替について申し出ることができる。

(出席の取扱い)

第 5 条 学級への出席については、在籍校の校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

(通級の継続)

第 6 条 学級への通級は、年度単位とする。

- 2 通級の継続を希望する児童・生徒及び保護者は、在籍校と協議の上、各年度の当初に別記様式 1 を改めて提出することにより教育センター所長に申し出るものとする。

(退級)

第 7 条 退級は、本人若しくは保護者の申し出によるほか、教育センター所長は、本人の通級の状況により退級と認めることができるものとする。

- 2 学級が退級の申し出を受け、又は退級を確認したときは、速やかに別記様式 3 により在籍校に通知する。

(教育相談コーディネーターの役割)

第 8 条 教育相談コーディネーターは、入級手続きを統括する。

- 2 教育相談コーディネーターは、対象となる児童・生徒の状態や環境を見極めるとともに、入級の前後を通して相談・適応指導が適切かつ円滑に実施されるよう指導員等に対する指導・助言を行う。

(指導方針等)

第 9 条 学級への受け入れ及び相談・適応指導は、人命や人格を尊重するとともに共感的な理解に立ち、児童・生徒の自立を支援する立場から実施するものとする。

- 2 児童・生徒が自らの学習課題を自主的に学習することを基本としながら、教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、児童・生徒の実情に応じて実施する。
- 3 自立心の醸成、社会性・協調性の伸長など全人的な成長を図ることをねらいとして、児童・生徒の実情に応じて個別指導あるいは集団指導により、学習活動、課外活動、体験活動、交流活動及びSSTなどの心理的支援を行う。

(指導体制)

第10条 学級には、指導員及びカウンセラー（以下「指導員等」という。）を置くとともに、相談・適応指導の必要に応じてボランティアを受け入れる。

- 2 指導員は、適応指導に必要な知識、経験又は技能を有し、かつ学級の役割を理解しその職務を行うことについて熱意と識見を有する者をもって充てる。
- 3 カウンセラーは、児童・生徒との交流、面接、心理教育等により、情報収集、行動観察、心理アセスメント及び児童・生徒の状態の改善を行う専門職員とする。

(研修等)

第11条 指導員等は、その職務を遂行するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、自己啓発に努めるとともに研修等を活用し職務能力の向上に努めなければならない。

(施設・設備)

第12条 学級は、相談・適応指導を適切に行うため保健衛生上、安全上及び管理上必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 2 学級は、集団活動、個別指導、面接相談等のための施設及び職員室を備えるほか、スポーツ活動、体験活動等の実施について配慮するものとする。
- 3 学級は、教科用図書及び児童・生徒用図書その他情報教育用機器等を整備するなど、児童・生徒の教育的環境の整備に配慮するものとする。

(学校等との連携)

第13条 指導員等は、児童・生徒の支援を行うにあたり、本人の状況に応じて在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携し、迅速かつ的確な支援体制を構築するものとする。

- 2 児童・生徒への支援は、入級相談時から入級後及び学校復帰後を通して、本人の状況に応じて継続して行うこととする。
- 3 指導員等は、児童・生徒の不登校を解消しあるいは予防するため、小・中学校に対する専門的な指導、助言及び啓発を行う。

(他機関等との連携)

第14条 学級は、児童相談所、NPO法人及び医療関係者等と連携・協力し、適切かつ効果的な適応指導及び支援を図るものとする。

- 2 学級は、教育センターの他の事業や教育関係機関等との連携により学習活動、課外活動などの充実を図るものとする。

(守秘義務)

第15条 指導員等は、学級運営及び適応指導に関して知ることができた個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。ただし、通級状況及び学習成果については在籍校長に通知することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

補則

第1条 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

補則

第1条 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

補則

第1条 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

文京区教育センター科学教育事業実施要領

23 文教教セ第 47 号 平成 23 年 4 月 1 日教育長決定
25 文教教セ第 28 号 平成 25 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例(平成 9 年 3 月文京区条例第 13 号)第 2 条第 1 号に基づき、児童・生徒及び保護者の科学に対する豊かな感性及び創造性を育み、科学的な見方及び考え方ができるようにするため、また学校及び教員を支援するために科学教育事業(以下「事業」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教室等)

第 2 条 教育センターは、次の教室等を実施する。

(1) やってみましょう楽しい実験

導入的な内容とし、実験を通して体験的な学習と知的好奇心を喚起することをねらいとした、短時間でできる実験、ものづくり等を複数設定し、参加者の興味や関心に応じて自由に選択、参加できる教室

(2) 親子理科教室

導入的な内容とし、小学生低学年及び保護者を対象に、観察・実験やものづくりをすることにより、科学の楽しさ、面白さ及びすばらしさを実感し、自然科学への興味・関心を呼び起こすことをねらいとした教室

(3) 科学教室

発展的な内容とし、科学に興味・関心のある小学生、中学生及び高校生に、観察・実験やものづくりに取り組む機会を提供することにより、創造性や科学的なものの見方・考え方を培うことをねらいとした教室

ア 科学教室

イ 子ども科学カレッジ

ウ モバイルミュージアム

(4) 学校及び教員支援

ア 出前授業

イ 移動科学教室

(5) パソコン教室

小学生と保護者又は中学生が身近な情報機器であるパソコンに慣れ親しむこと及びパソコンの動作を科学的な見方から学ぶことを主眼とした教室

ア 子どもパソコン教室

イ ジュニア(中学生)パソコン教室

(6) のんびりパソコンルーム

保護者が教育用ソフト等を通してパソコンに慣れ、パソコンを利用した教育に対する理解を深めてもらうことを目的とする教室

(定員)

第 3 条 必要に応じ、教室等の定員を設けるものとする。

(対象)

第 4 条 教室等の実施にあたり、区内に在住又は在学する 5 歳児以上の幼児、小学生・中学生・高校生及び保護者の中から、必要に応じ教室等の対象を設けるものとする。

(費用負担)

第 5 条 第 2 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の教室の教材に係る経費は、参加者の負担とすることができる。ただし、100 円未満については切り捨てるものとする。

2 保険料、交通費、入園料の実費は、参加者の負担とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、教室の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成25年4月1日25文教教セ第28号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

文京区教育センター運営委員会要領

25文教教セ第40号 平成25年4月23日教育推進部長決定

26文教教セ第151号 平成26年5月2日改正

27文教教セ第850号 平成27年7月3日改正

(目的)

第1条 この要領は、文京区教育センター条例（平成26年12月文京区条例第31号）第4条及び文京区教育センター処務規則（平成27年3月文教委規則第18号）第2条の規定に基づき、教育センターの円滑な運営を図るために、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小学校長会長及び中学校長会長
- (2) 幼稚園長会長
- (3) 幼稚園・小学校・中学校の各教育研究会長
- (4) 小学校副校長会長及び中学校副校長会長
- (5) 幼稚園副園長・主任会長
- (6) 教育推進部長
- (7) 教育指導課長
- (8) 教育指導課指導主事
- (9) 教育センター所長
- (10) 教育センター統括指導主事
- (11) 相談員

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号の会長から選出する。
- 3 副委員長は、前条第1号及び第2号の会長から選出する。

(招集)

第4条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長が運営委員会を招集する。

(開催)

第5条 運営委員会は、年2回以上開催する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、教育センター学校支援係において処理する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 28 年 7 月 21 日発行

平成 27 年度版 文京区教育センター紀要

編集・発行 文京区教育委員会文京区教育センター
文京区湯島四丁目 7 番 10 号
電話 03-5800-2591
E-mail b704000@city.bunkyo.lg.jp
URL <http://www.bunkyo-ky.ed.jp/ed-center/>